（別冊）

# 販売数量報告書等作成補助ツール
# 機能説明書

本説明書はツールの機能を記載しています。

あらかじめ全店舗分の報告項目をMicrosoft Excelで準備し一括でツールに取り込む方法の場合は、本説明書記載の入力方法とは異なりますので、「販売数量報告書等作成補助ツール 利用ガイド（準備～e-Tax 送信）」を参照してください。

# 目次


1. ダウンロード ..... 1
2. ツールの起動 ..... 1
3. メイン画面 ..... 3
4. 基本項目 ..... 4
4.1. 基本項目入力 ..... 4
4.1.1. 基本項目 ..... 4
4.1.2. 画面遷移ボタン ..... 6
5. 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書 ..... 7
5.1. スクロールバー ..... 7
5.2. タブ切替・項目入力 ..... 8
5.3. 販売場追加・販売場削除 ..... 9
5.3.1. 販売場追加 ..... 9
5.3.2. 販売場削除 ..... 10
5.4. 店舗の表示順の変更 ..... 11
5.5. 絞込・解除 ..... 12
5.6. 選択入力・カレンダー入力 ..... 13
5.7. 所轄税務署の入力 ..... 14
5.8. 酒類販売管理者に代わる責任者の指名基準 ..... 15
5.9. 画面遷移ボタン ..... 16
6. 酒類の販売数量等報告書 ..... 17
6.1. 店舗切替・項目入力 ..... 17
6.2. 絞込・解除 ..... 18
6.3. 入力データと合計値のチェック ..... 18
6.4. 画面遷移ボタン ..... 18
7. 報告書イメージ ..... 19
7.1. 確認店舗の選択 ..... 19
7.1.1. チェックボックスで選択 ..... 19
7.1.2. 絞込・解除 ..... 19
7.2. 酒類の販売数量等報告書イメージ ..... 20
7.2.1. 店舗切替 ..... 21
7.2.2. 印刷 ..... 21
7.2.3. 画面を閉じる ..... 22
7.3. 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書イメージ ..... 23
7.3.1. 店舗単位での表示 ..... 23
7.3.2. 面単位での表示 ..... 26
7.3.3. 印刷 ..... 27
7.3.4. 画面を閉じる ..... 27
7.4. 画面遷移ボタン ..... 27
8. e-Tax 送信用利用者ファイル作成 ..... 28
8.1. 提出年月日を入力 ..... 28
8.2. ファイル作成店舗の選択 ..... 29
8.3. 出力ファイルの指定 ..... 29
8.3.1. 両報告書 ..... 29
8.3.2. 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書 ..... 30
8.3.3. 酒類の販売数量等報告書 ..... 30
8.4. 画面遷移ボタン ..... 31
9. e-Tax ソフトへの取込・送信 ..... 31
10. 補助機能 ..... 31
10.1. 初期化 ..... 32
10.2. 全データ出力 ..... 32
11. 一括入力データ ..... 32

## 1. ダウンロード

販売数量報告書作成補助ツール（以下「ツール」）をダウンロードし、任意の場所に保存してください。

## 2. ツールの起動

ツールは Microsoft Access （2016）で作成されています。
Access ファイルをクリックするとツールが起動します。

ダブルクリックして起動

ツールのメイン画面が表示されます。

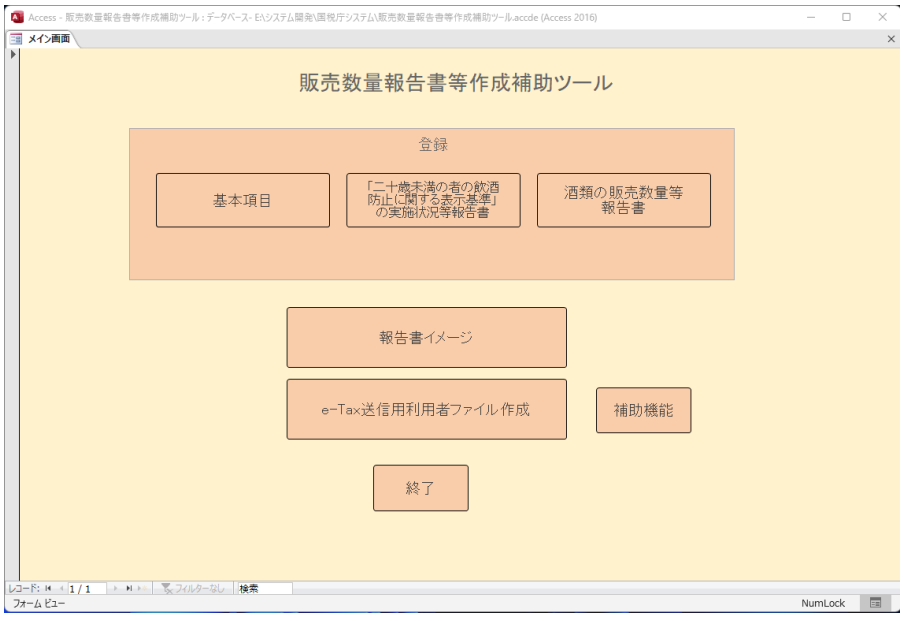

セキュリティーエラーが表示される場合

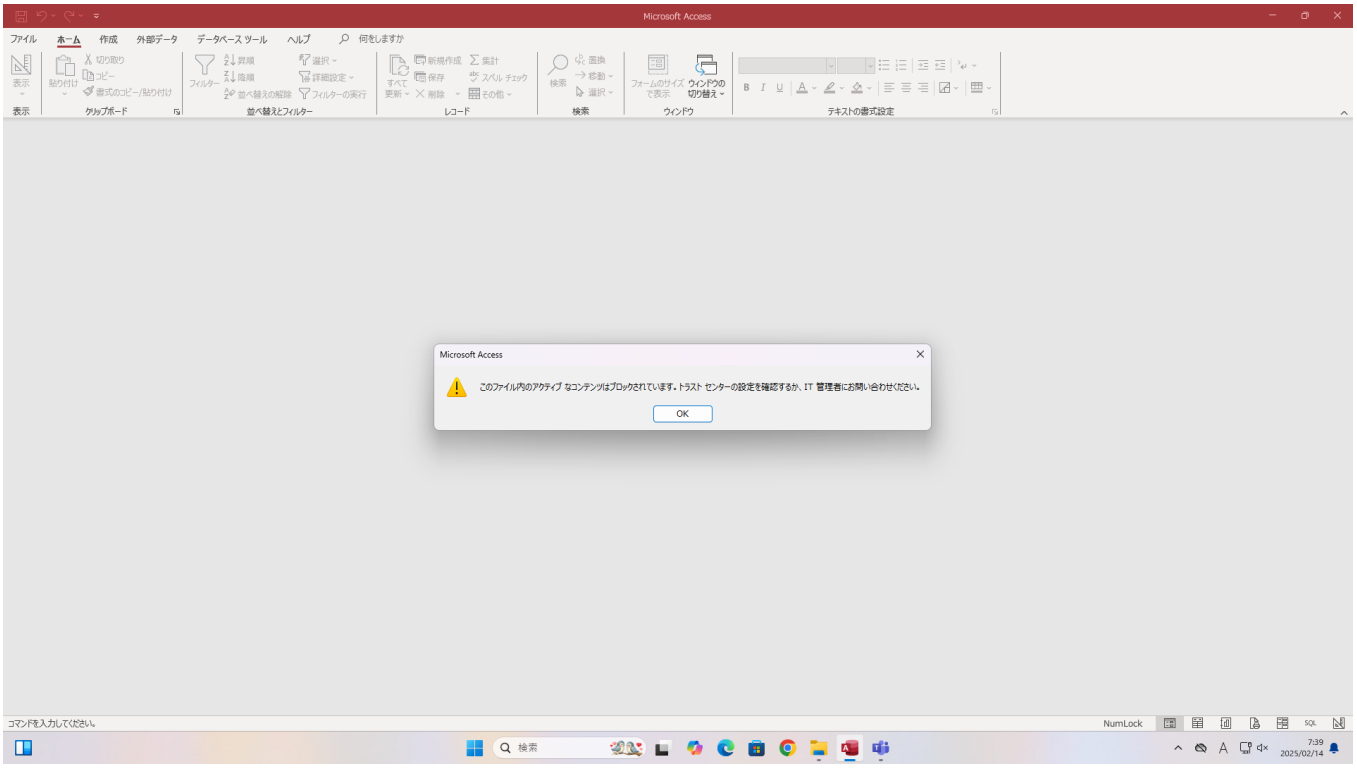


「OK」ボタンを押して次に進んでください。

次の画面で画面左上の「コンテンツの有効化」ボタンをクリックします。

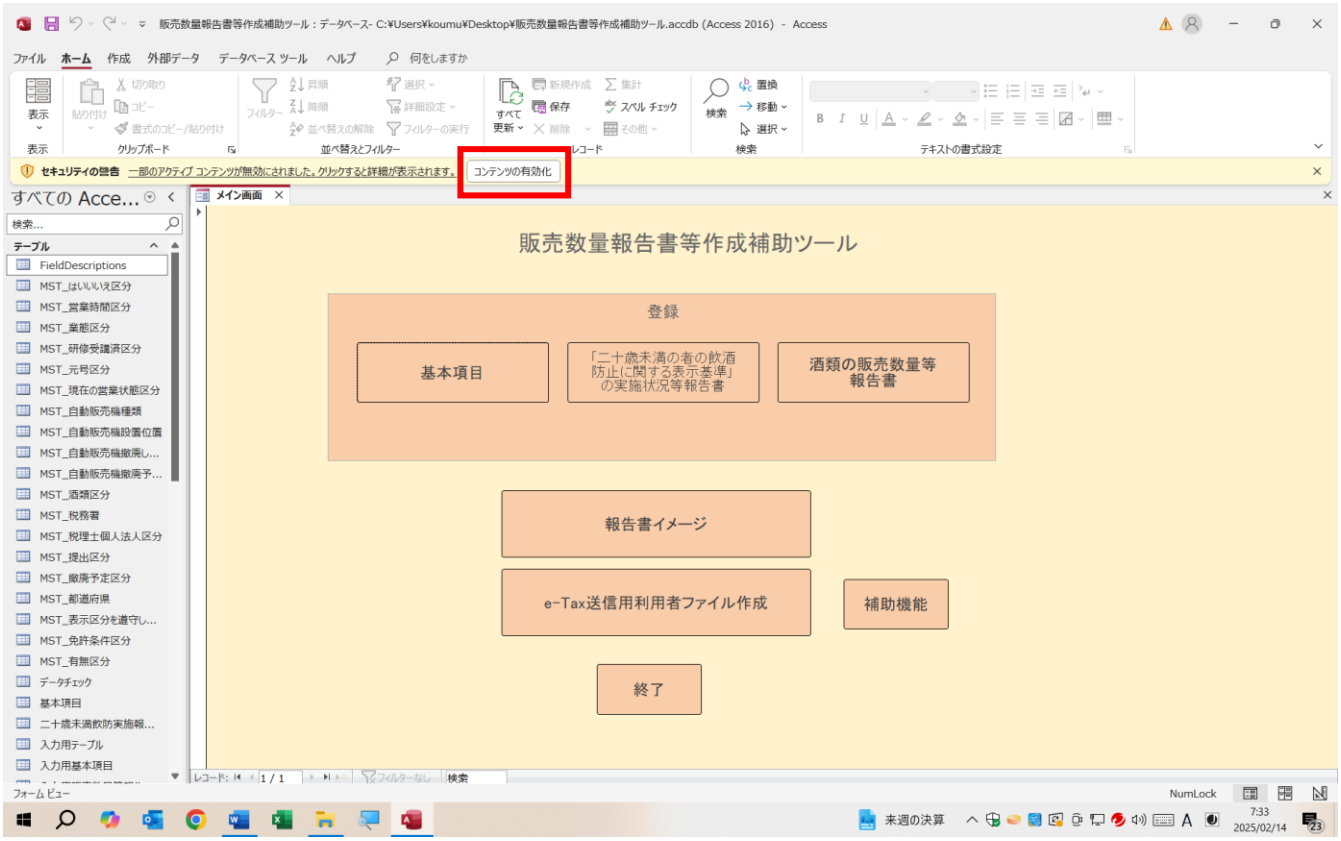

# 3. メイン画面

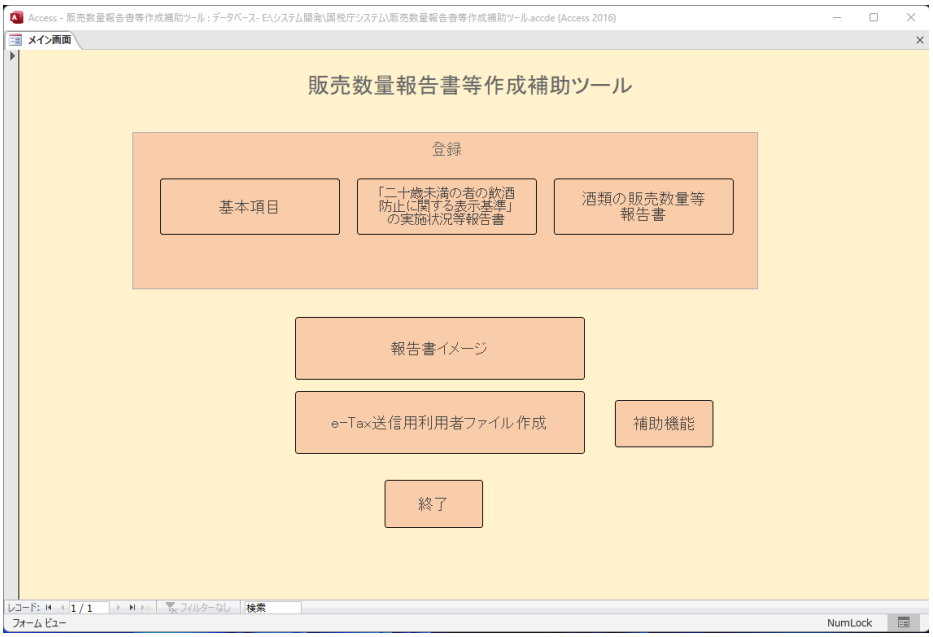


メイン画面には以下のメニューボタンがあります。

1．　基本項目
2．　「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書
3．　酒類の販売数量等報告書
4．　報告書イメージ
5．　e-Tax 送信用利用者ファイル作成
6．　補助機能
7．　終了

ボタンをクリックすると、各画面に遷移します。

# 4. 基本項目

## 4.1. 基本項目入力

### 4.1.1. 基本項目

基本項目は、事業所全体の情報を入力します。

《項目の説明》

| 名称 | 入力内容等 |
|---|---|
| 報告対象年度 | 報告対象年度<br>（例）令和６年４月～令和７年３月分の場合は、西暦「2024」年度 |
| e-Tax 利用者識別番号 | 【必須】<br>法人税等の申告書送信の際に使用している e-Tax の利用者識別番号 |

| | |
|---|---|
| 法人番号<br>（個人番号の入力は不要です） | 事業者の情報<br>【必須】　住所又は本店所在地、氏名又は名称<br>【法人の場合必須】　代表者住所、代表者氏名 |
| 郵便番号 | |
| 住所又は本店所在地 | |
| 氏名又は名称 | |
| 氏名又は名称(全角カナ) | |
| 電話番号 | |
| 代表者住所 | |
| 代表者氏名 | |
| 代表者氏名(全角カナ) | |

経営に関する情報を入力します。

| 名称 | 入力内容等 |
|---|---|
| 従業員数 | 販売場ごとではなく、全ての従業員数（パート含む） |
| 総売上高 | 個人（青色申告）：青色申告決算書の①売上金額<br>個人（白色申告）：収支内訳書の④収入金額の計<br>法人：損益計算書の売上高 |
| 内酒類小売分 | 「総売上高」の内、酒類を販売した金額 |
| 売上総利益 | 個人（青色申告）：青色申告決算書の⑦差引金額<br>個人（白色申告）：収支内訳書の⑩差引金額<br>法人：損益計算書の売上総利益 |
| 内酒類小売分 | 「売上総利益」の内、酒類を販売した金額に係る売上総利益 |
| 営業利益 | 個人（青色申告）：青色申告決算書の㉝差引金額<br>個人（白色申告）：収支内訳書の⑲専従者控除前の所得金額<br>法人：損益計算書の営業利益 |
| 税引前純利益 | 「営業利益」の内、酒類を販売した金額に係る営業利益 |
| 酒類に係る受取リベート | 酒類に係る受取リベート |

※従業員数を除く各項目は、1,000 円未満は 000 と自動処理されます。1,000 円以下の値が 499 以下は切り捨て、500 以上は切り上げられます。

### 4.1.2.　画面遷移ボタン

画面遷移ボタンをクリックすると「基本項目」入力画面から他の画面に遷移します。

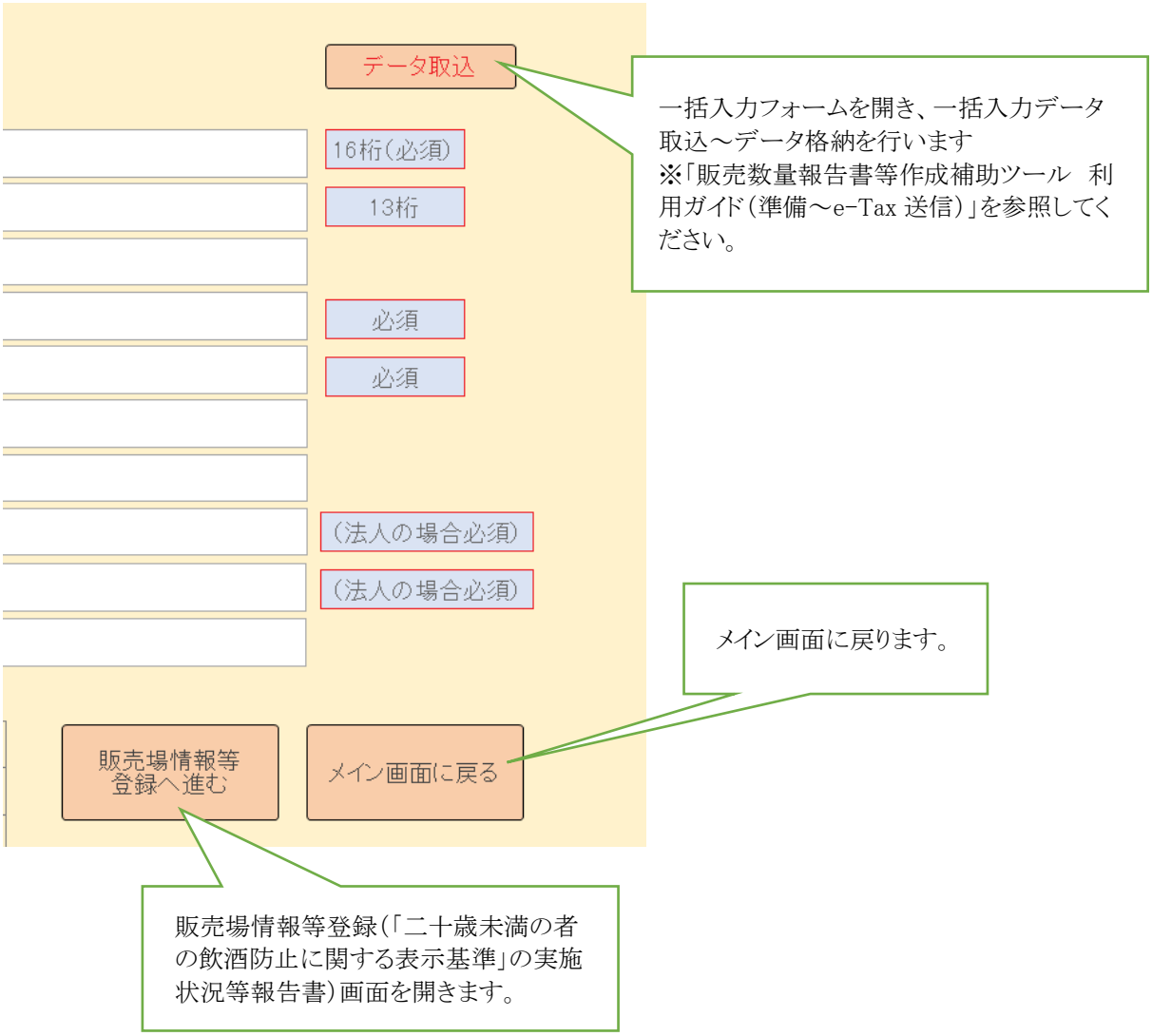

# 5.　「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」の入力画面です。

入力項目は１行（レコード）に対し１店舗分のデータを入力します。
「酒類の販売数量等報告書」を入力するためには、ここで店舗を入力しておく必要があります。

《項目の説明》

| 名称 | 入力内容等 |
|---|---|
| 店舗記号 | 【必須】<br>報告書名称の一部となるため、店舗（販売場）を識別できる任意の値 |
| 免許場番号 | 税務署の担当者等から伝達されている場合は入力（不明の場合は入力不要） |
| 販売場名称 | 販売場の情報<br>【必須】　販売場名称、販売場所在地 |
| 郵便番号 | |
| 販売場所在地 | |
| 電話番号 | |
| 都道府県 | 【必須】販売場の都道府県及び所轄税務署 |
| 所轄税務署 | |
| 101 以降の各項目 | 「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」に対応 |

## 5.1.　スクロールバー

項目が画面に表示しきれない場合、スクロールバーで上下左右に移動します。他の画面も同様です。

## 5.2. タブ切替・項目入力

タブで切り替えながら、各項目を入力します。

「前へ」ボタン、「次へ」ボタンをクリックすることで、タブを切り替えられます。
タブを直接クリックすることでも、切り替えることができます。

「販売場」タブから「販売場～113」タブに切り替わりました。他のタブも同様です。

## 5.3. 販売場追加・販売場削除

### 5.3.1. 販売場追加

「販売場追加」ボタンをクリックすると、新規レコードが追加されます。

## 5.3.2.　販売場削除

削除する販売場を選択して「販売場削除」ボタンをクリックします。

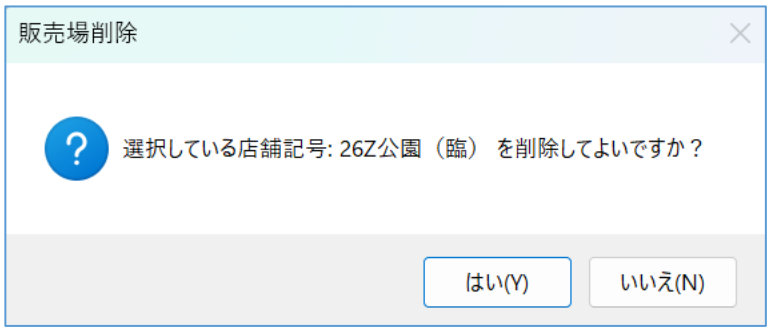


「選択している店舗記号：26Ｚ公園（臨）を削除してよいですか？」と確認メッセージが表示されます。
（注）削除すると「6.酒類の販売数量等報告書」の入力データも削除されます。

削除する場合は「はい」を選択します。

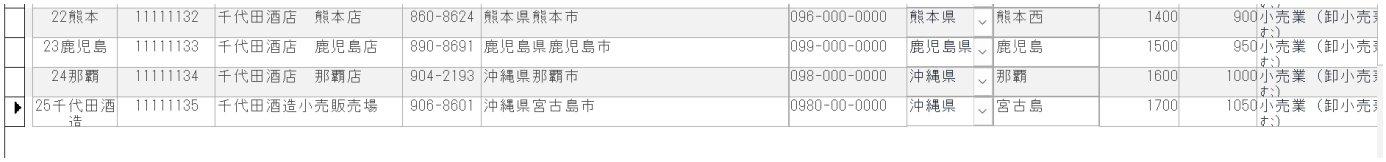

削除されました。

## 5.4. 店舗の表示順の変更

入力済の店舗レコード（行）を上下に移動できます。
移動したい店舗を選択して、画面下の▲▼印のボタンをクリックします。

例えば、「5 秋田」を選択して、一番上に移動します。

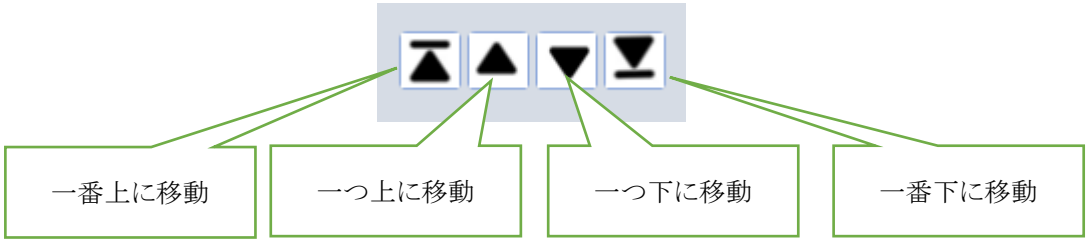

一番上に移動しました。

（注）基本項目の《経営に関する情報》は、ここの一番上に登録している店舗の「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」に対して反映されます。

## 5.5. 絞込・解除

店舗が多い場合、絞込を行うことで目的の店舗が探しやすくなります。
テキストボックスに検索キーワードを入力して「絞込」ボタンをクリックします。

例えば、「東京」と入力して「絞込」ボタンをクリックします。
店舗記号、販売場名称、販売場所在地のデータで、「東京」という文字列があるものを対象に絞り込みます。

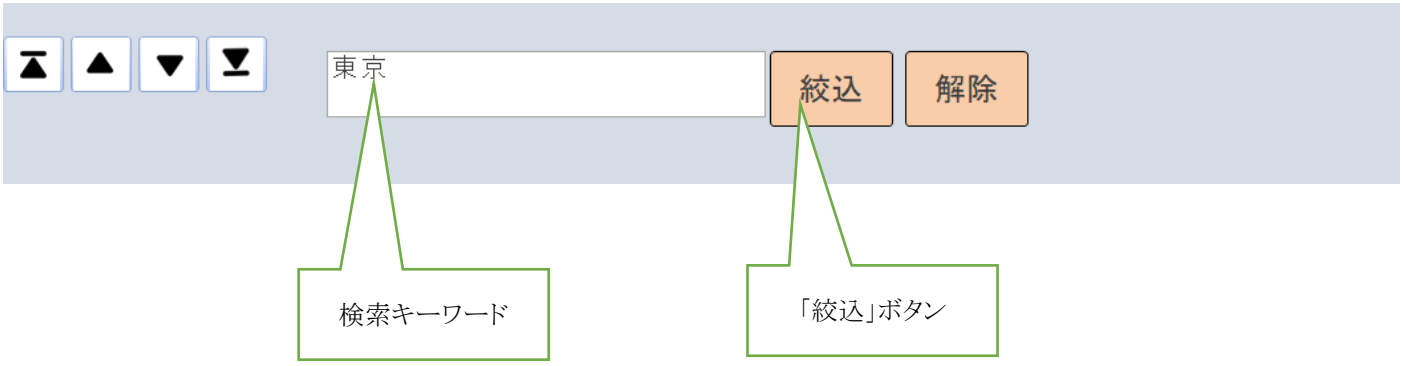

「解除」ボタンをクリックすると元に戻ります。

## 5.6. 選択入力・カレンダー入力

入力欄の右側にプルダウン記号がある場合は、選択入力となります。

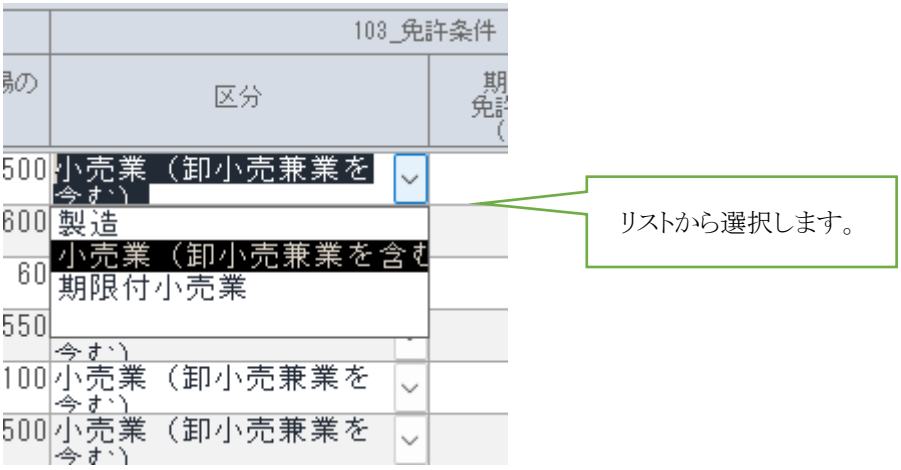


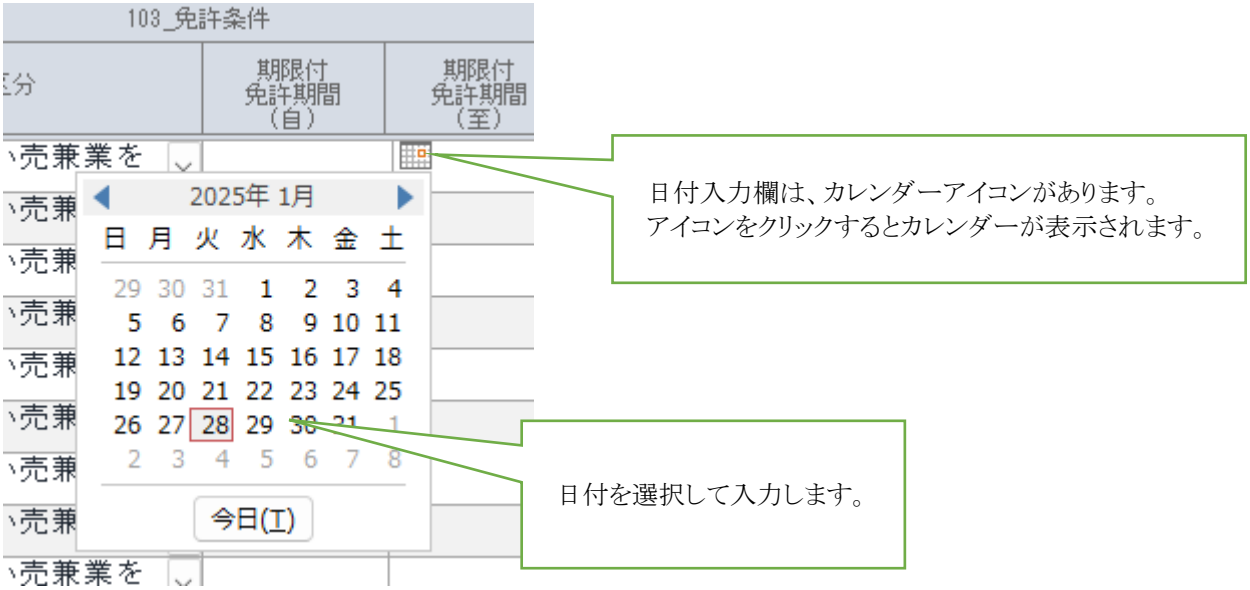

## 5.7. 所轄税務署の入力

都道府県を最初に選び、所轄税務署の入力欄に移ると、税務署選択ウインドウが表示されます。

例えば都道府県欄で「北海道」を選択すると次のようなリストが表示されますので、ここから税務署を選択します。

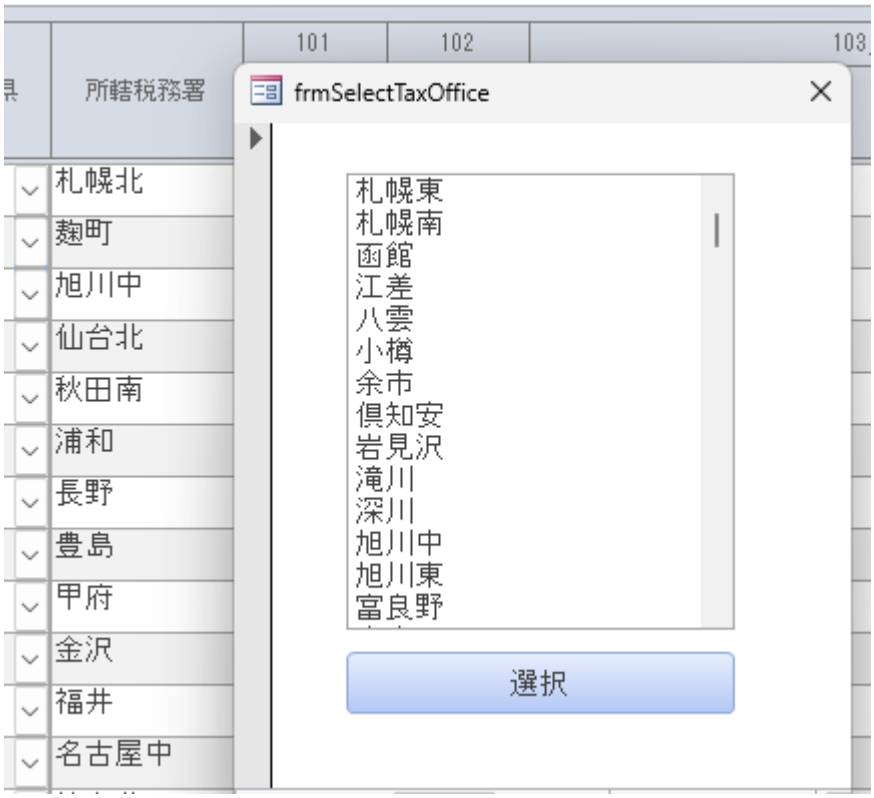

## 5.8. 酒類販売管理者に代わる責任者の指名基準

基準の説明をクリックすると、指名の基準（１～７）が表示されます。

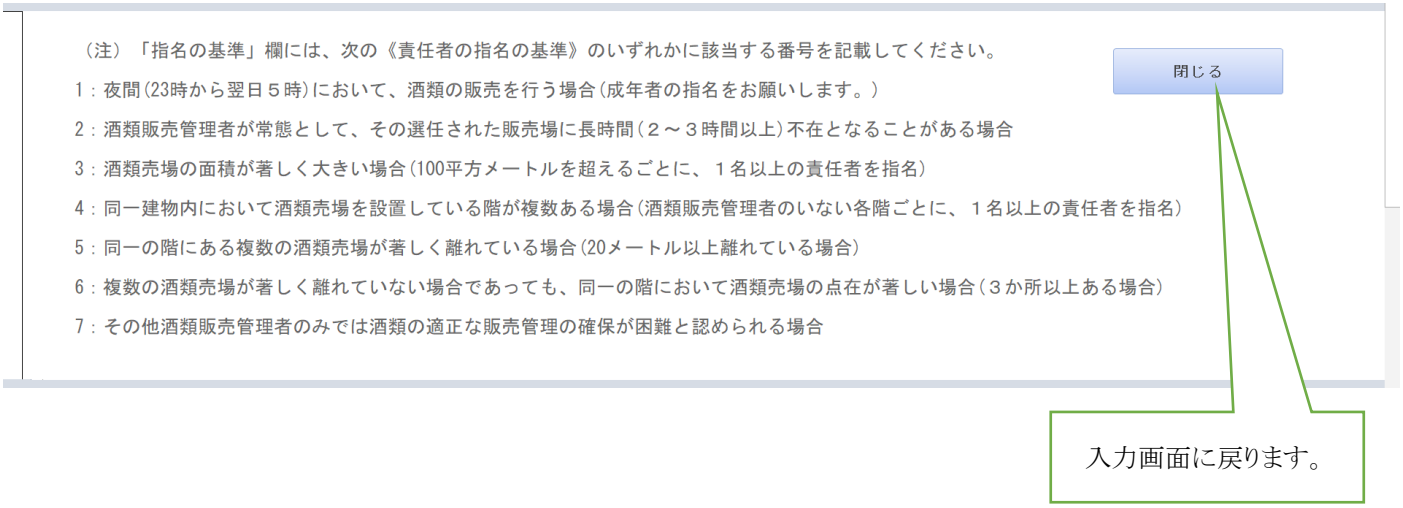

## 5.9. 画面遷移ボタン

画面遷移ボタンをクリックすると「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」入力画面から他の画面に遷移します。

# 6. 酒類の販売数量等報告書

酒類の販売数量等を入力します。
０以上の整数で入力します。
空欄は「０」と認識されます。

《項目の説明》
各項目は、「酒類の販売数量等報告書」に対応しています。

## 6.1. 店舗切替・項目入力

5. 「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」の入力画面で入力した店舗順に店舗切り替えを行い、数量を入力します。

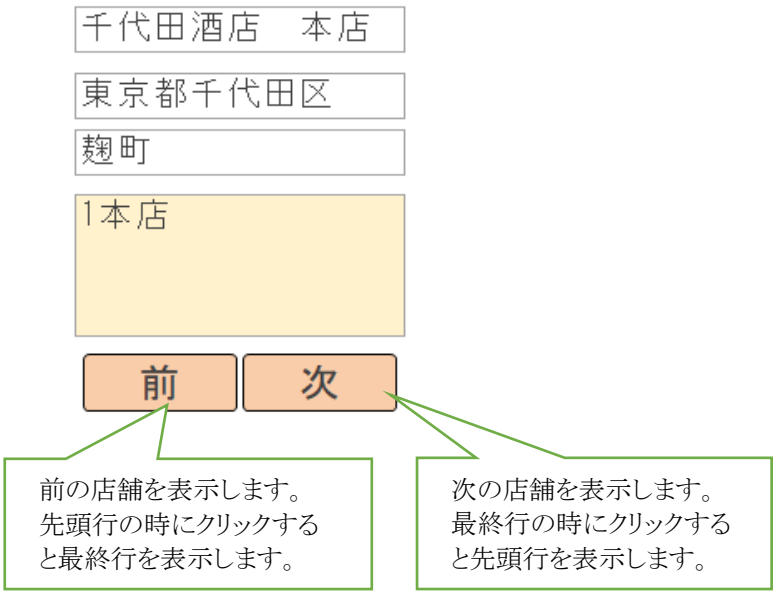

## 6.2. 絞込・解除

5.5 と同様です。

## 6.3. 入力データと合計値のチェック

合計（①～⑯）が①清酒～⑯雑酒までの合計値（自動計算）と異なる場合、メッセージが表示されます。

| | |
|---|---|
| ⑧甘味果実酒 | 95 |
| ⑨ウイスキー | 106 |
| ⑩ブランデー | 118 |
| ⑪原料用アルコール | 229 |
| ⑫発泡酒 | 340 |
| ⑬その他の醸造酒 | 451 |
| ⑭スピリッツ | 562 |
| ⑮リキュール | 673 |
| ⑯雑酒 | 900 |
| 合計（①～⑯） | 3,715 |
| 粉末酒（グラム） | 8 |

正しくは3831です

## 6.4. 画面遷移ボタン

画面遷移ボタンをクリックすると「酒類の販売数量等報告書」入力画面から他の画面に遷移します。

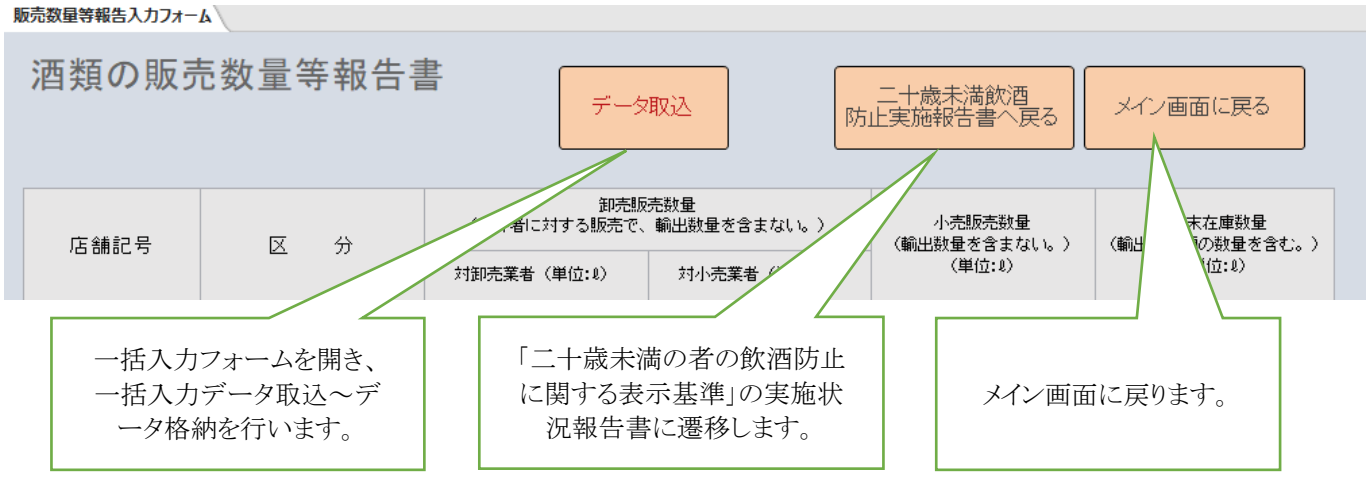

# 7. 報告書イメージ

入力した店舗の報告書イメージを確認できます。

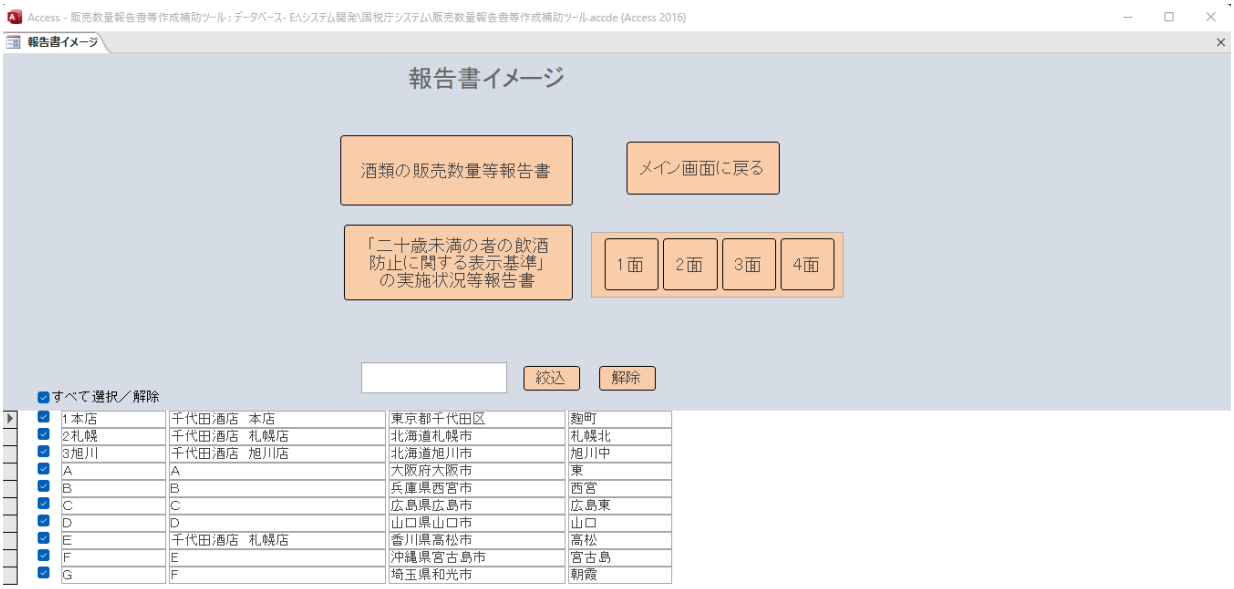


## 7.1. 確認店舗の選択

### 7.1.1. チェックボックスで選択

確認したい店舗をチェックします。

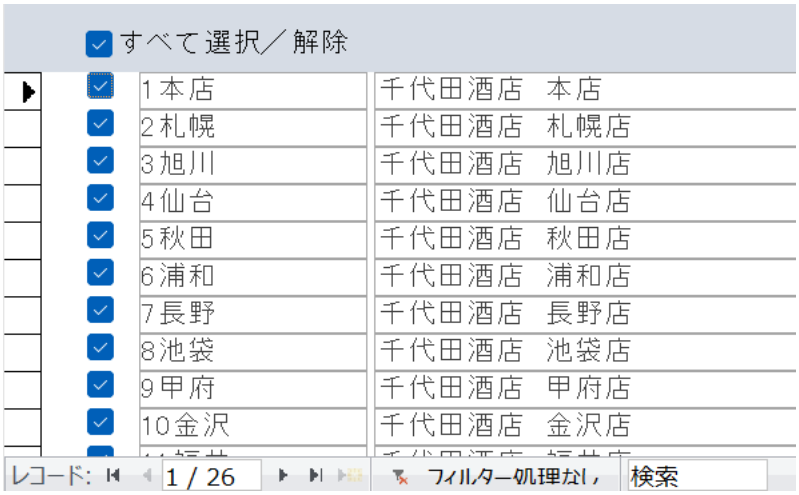


「すべて選択／解除」も指定することができます。

### 7.1.2. 絞込・解除

5.5 と同様です。

## 7.2. 酒類の販売数量等報告書イメージ

「酒類の販売数量等報告書ボタン」をクリックすると、報告書イメージを確認することができます。

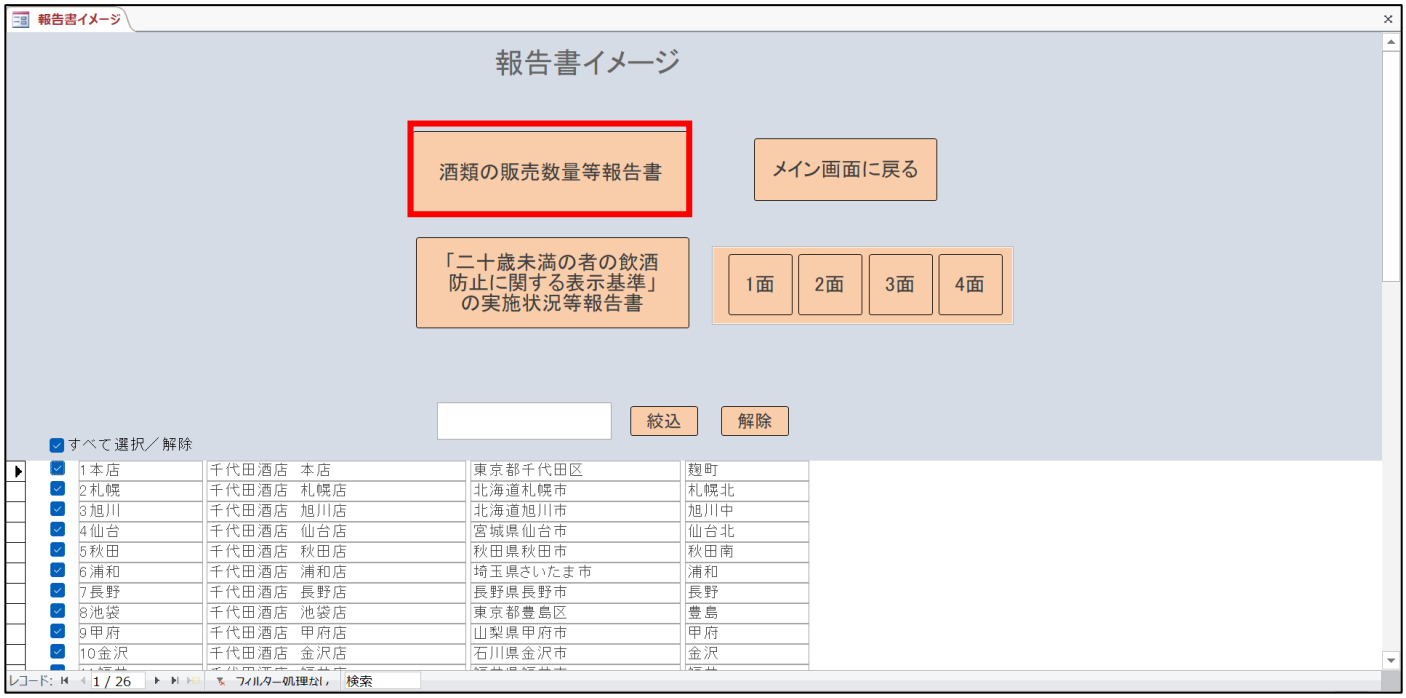


酒類の販売数量等報告書（イメージ）

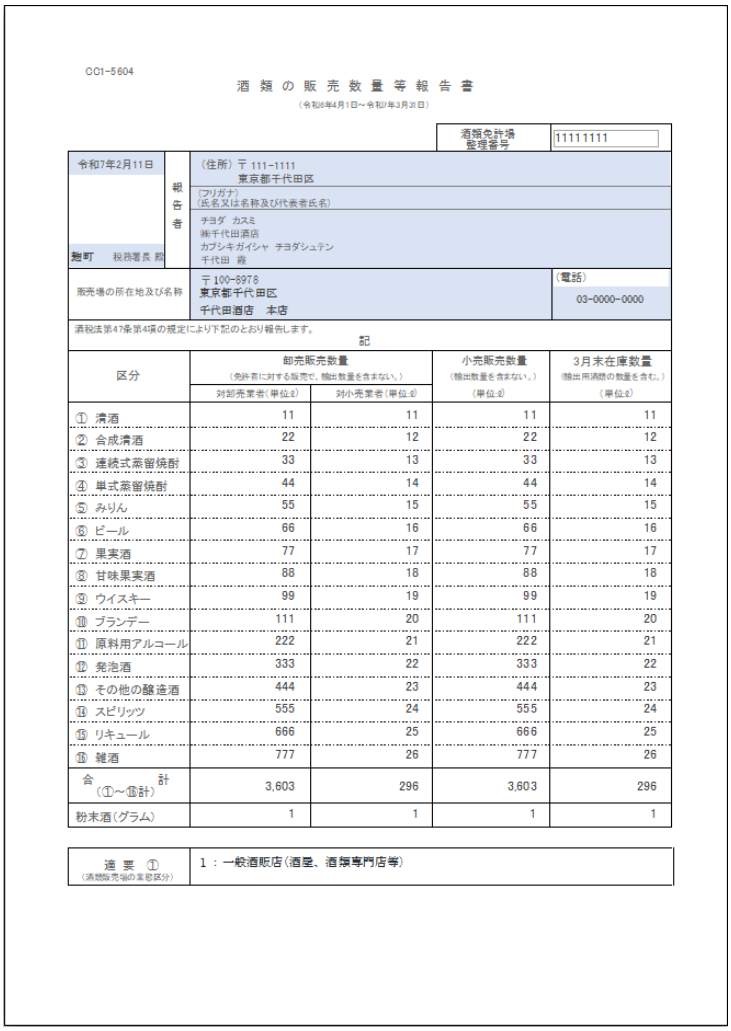

CC1-5604

酒 類 の 販 売 数 量 等 報 告 書

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

| 酒類免許場整理番号 | 11111111 |
|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 令和7年2月11日<br>麹町　税務署長 殿 | 報告者 | （住所）〒111-1111<br>東京都千代田区<br>（フリガナ）<br>（氏名又は名称及び代表者氏名）<br>チヨダ カスミ<br>㈱千代田酒店<br>カブシキガイシャ チヨダシュテン<br>千代田 霞 |
| 販売場の所在地及び名称 | | 〒100-8978<br>東京都千代田区<br>千代田酒店　本店<br>（電話）<br>03-0000-0000 |

酒税法第47条第4項の規定により下記のとおり報告します。

記

| 区分 | 卸売販売数量（免許者に対する販売で、輸出数量を含まない。）対卸売業者（単位:ℓ） | 卸売販売数量（免許者に対する販売で、輸出数量を含まない。）対小売業者（単位:ℓ） | 小売販売数量（輸出数量を含まない。）（単位:ℓ） | 3月末在庫数量（輸出用酒類の数量を含む。）（単位:ℓ） |
|---|---|---|---|---|
| ① 清酒 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| ② 合成清酒 | 22 | 12 | 22 | 12 |
| ③ 連続式蒸留焼酎 | 33 | 13 | 33 | 13 |
| ④ 単式蒸留焼酎 | 44 | 14 | 44 | 14 |
| ⑤ みりん | 55 | 15 | 55 | 15 |
| ⑥ ビール | 66 | 16 | 66 | 16 |
| ⑦ 果実酒 | 77 | 17 | 77 | 17 |
| ⑧ 甘味果実酒 | 88 | 18 | 88 | 18 |
| ⑨ ウイスキー | 99 | 19 | 99 | 19 |
| ⑩ ブランデー | 111 | 20 | 111 | 20 |
| ⑪ 原料用アルコール | 222 | 21 | 222 | 21 |
| ⑫ 発泡酒 | 333 | 22 | 333 | 22 |
| ⑬ その他の醸造酒 | 444 | 23 | 444 | 23 |
| ⑭ スピリッツ | 555 | 24 | 555 | 24 |
| ⑮ リキュール | 666 | 25 | 666 | 25 |
| ⑯ 雑酒 | 777 | 26 | 777 | 26 |
| 合計（①～⑯計） | 3,603 | 296 | 3,603 | 296 |
| 粉末酒（グラム） | 1 | 1 | 1 | 1 |

| | |
|---|---|
| 造 要 ①（酒類販売場の業態区分） | 1：一般酒販店（酒屋、酒類専門店等） |

### 7.2.1.　店舗切替

### 7.2.2.　印刷

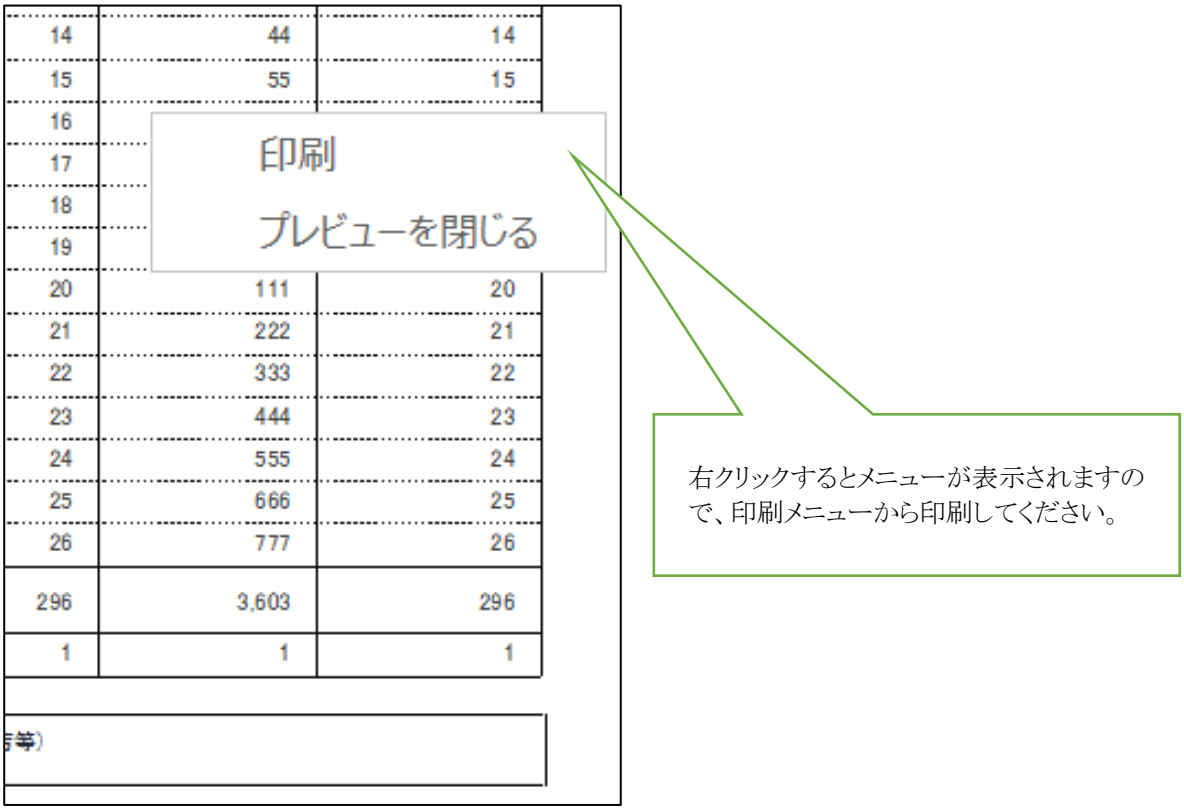


（注）あくまで報告書のイメージですので実際の e-Tax 帳票とは異なります。
印刷して保存する場合は、e-Tax ソフトにおいて印刷することを推奨します。

## 7.2.3.　画面を閉じる

報告書イメージ画面に戻ります。

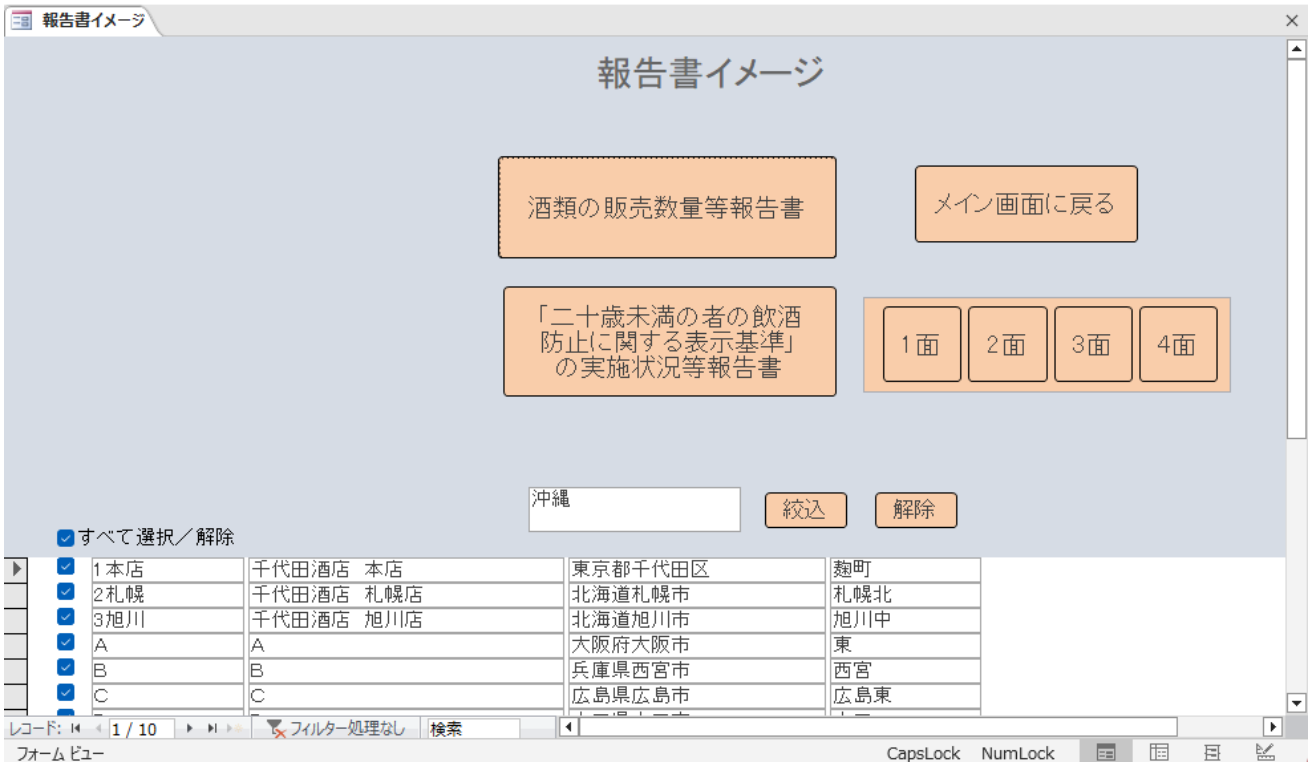

## 7.3.　「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書イメージ

「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」のイメージ確認には２つの方法があります。

店舗毎に１面～４面を確認していく方法と、選択した店舗分の各面を連続表示させる方法です。

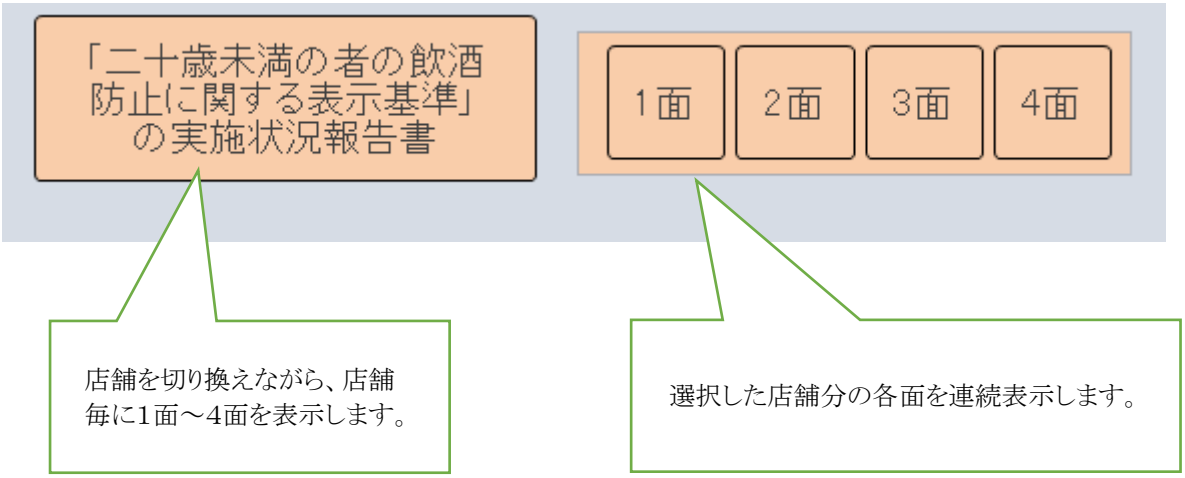


### 7.3.1.　店舗単位での表示

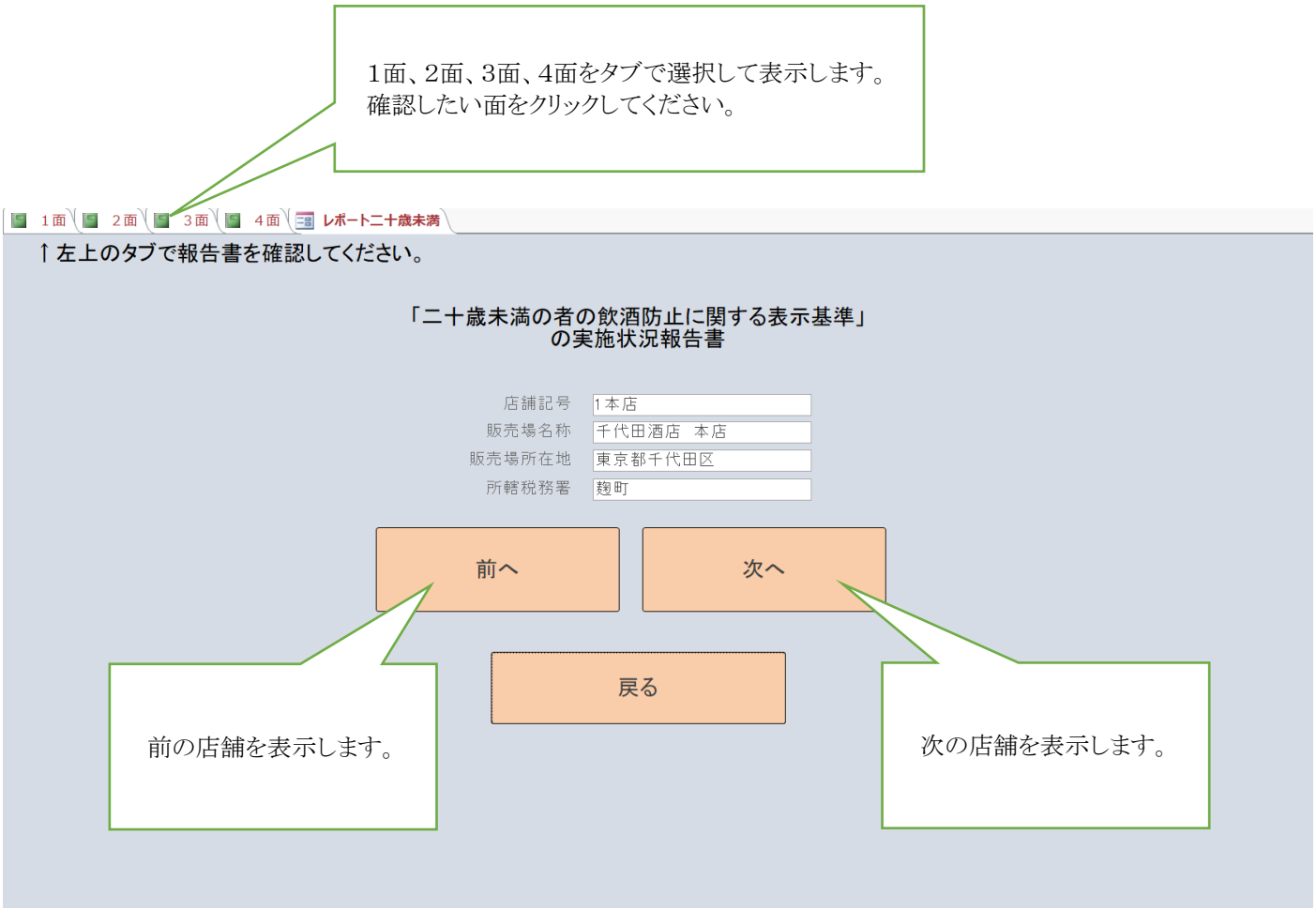

## 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書（イメージ）

### １面

CC1-3007

店舗記号　1本店

**「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書**

局署番号　01101　整理番号　11111111

| | | |
|---|---|---|
| 令和7年2月10日<br>麹町 税務署長　殿 | 報告者 | （住所）〒000-0000<br>東京都千代田区<br>（電話）00-0000-0000 |
| 101（店舗全体の面積）1,234.56 ㎡ | | （氏名又は名称及び代表者氏名）<br>㈱千代田酒店<br>千代田　霞 |
| 102（酒類売場の面積）1,234.56 ㎡ | | （酒類小売販売場の所在地及び名称）<br>東京都千代田区<br>千代田酒店　本店 |

103（免許条件）　小売業(卸小売業業を含む)
期限付小売業の場合の免許期間　　～

104（営業時間）（注）24時間表記で記載してください。　24時間　　～
（定休日：　なし　）

105（酒類小売販売場の業態等の区分）　1：一般酒販店(酒屋、酒類専門店等)

106　令和7年4月1日現在、酒類の販売(売場のみではなく、通信販売等すべての酒類販売)を行っていない場合は、酒類の販売を行っていない理由を選択し、1及び2については、年月を入力してください。
酒類の販売を行っていない場合は、102及び107以降の項目については入力不要です。

令和7年4月1日現在(期限付酒類小売業免許を受けた者は上記の免許期間)における二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準(以下「表示基準」という。)の実施状況、酒類販売管理者に関する事項及び経営に関する情報について、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第91条及び同法施行規則第11条の20の規定により報告します。また、酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況及び自動販売機の設置状況について併せて報告します。

《表示基準の実施状況》

| | 項目 | 区分 | ※税務署整理欄(表示基準の実施状況) | |
|---|---|---|---|---|
| 表示基準の実施状況等 | 1　酒類の陳列場所を設けて販売している。<br>「いいえ」を選択した方は、次の(1)及び(2)の入力は不要です。 | はい | 107 | □適<br>□不適 |
| | (1)　酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行っている。 | はい | 108 | □適<br>□不適 |
| | (2)　酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、明確に区分するための表示(「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示)を行っている。 | いいえ | 109 | □適<br>□不適 |
| | 2　酒類の通信販売(インターネットを含む)を行っている。<br>（注）1　この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。<br>2　「いいえ」を選択した方は、次の項目の入力は不要です。 | はい | 110 | □適<br>□不適 |
| | インターネットで酒類の販売を行っている。 | はい | 111 | □適<br>□不適 |
| | 酒類の通信販売(インターネットを含む)における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行っている。 | はい | 112 | □適<br>□不適 |
| | 酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設けている。 | はい | 113 | □適<br>□不適 |
| | 3　酒類の自動販売機を設置している。<br>（注）　酒類の自動販売機を設置している場合は、4面の《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施状況等》にも記載してください。 | はい | 114 | □適<br>□不適 |

1面

### ２面

店舗記号　1本店

≪酒類販売管理者に関する事項≫

| | 項目 | 区分 | | |
|---|---|---|---|---|
| 酒類販売管理者関係 | 1　過去3年以内に酒類販売管理研修を受講した者のうちから酒類販売管理者を選任している。<br>右の区分で「はい」の場合は酒類販売管理者の氏名、年齢及び直近の酒類販売管理研修の受講年月日<br>氏名　AA　（20 歳）<br>受講年月日　令和7年1月1日 | はい | 115 | □適<br>□不適 |
| | 2　酒類販売管理者選任届出書を提出している。 | はい | 116 | □適<br>□不適 |
| | 3　販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示している。 | はい | 117 | □適<br>□不適 |
| | 4　酒類販売管理者は、酒類小売業者に対し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令(表示基準の遵守、20歳未満の者の飲酒防止等)に基づいた適正な販売管理の確保を図るための措置及び酒類の販売業務に従事する従業員等に対する指導が徹底されるための体制の整備に関する事項を助言している。 | はい | 118 | □適<br>□不適 |
| | 5　酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する従業員等に対し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令(表示基準の遵守、20歳未満の者の飲酒防止等)に関する事項について指導を行っている。 | はい | 119 | □適<br>□不適 |

≪経営に関する情報≫

《経営に関する情報》は、酒類小売販売場単位の売上高等ではなく、個人または法人で行っている事業全体の売上高等を記入してください。
2以上の酒類小売販売場を有する場合には、次の酒類小売販売場から提出する報告書のみに記入してください。
① 本店所在地(所得税又は法人税の納税地)に所在する酒類小売販売場
② ①に該当しない場合　本店所在地の管轄税務署内のいずれかの酒類小売販売場
③ ①及び②に該当しない場合　本店所在地の都道府県内のいずれかの酒類小売販売場
④ ①、②及び③に該当しない場合　報告書を提出するいずれかの酒類小売販売場
個人事業者の方は、令和6年分、法人の方は、令和6年1月1日～令和6年12月31日の間に終了した事業年度について、損益項目を入力してください(千円未満四捨五入、マイナスの場合は数字の前に△を付けてください)。また、従業員数については、事業年度末の従業員数を入力してください。

なお、期限付小売業の方、酒類の卸売業と小売業を兼業している方で酒類の販売数量に占める小売数量の割合が50%に満たない場合は、入力不要です。

| | 項目 | 金額等 | 単位 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 損益項目等 | 従業員数(201) | 1,000 | 人 | 販売場ごとではなく全ての従業員数(パートを含む) |
| | 総売上高(202) | 1,000,000,000 | 円 | 個人(青色申告):青色申告決算書の①売上金額<br>個人(白色申告):収支内訳書の⑤収入金額の計<br>法人:損益計算書の売上高 |
| | 内酒類小売による売上高(203) | 1,000,000,000 | 円 | 「総売上高(202)」の内、酒類を販売した金額 |
| | 売上総利益(204) | 300,000,000 | 円 | 個人(青色申告):青色申告決算書の⑦差引金額<br>個人(白色申告):収支内訳書の⑩差引金額<br>法人:損益計算書の売上総利益 |
| | 内酒類小売による売上総利益(205) | 300,000,000 | 円 | 「売上総利益(204)」の内、酒類を販売した金額に係る売上総利益 |
| | 営業利益(206) | 80,000,000 | 円 | 個人(青色申告):青色申告決算書の⑬差引金額<br>個人(白色申告):収支内訳書の⑬専従者控除前の所得金額<br>法人:損益計算書の営業利益 |
| | 内酒類小売による営業利益(207) | 80,000,000 | 円 | 「営業利益(206)」の内、酒類を販売した金額に係る営業利益 |
| | 税引前純利益(208) | 50,000,000 | 円 | 個人:所得税の確定申告書(第一表)の⑫所得金額等合計<br>法人:損益計算書の税引前純利益 |
| | 酒類に係る受取リベート(209) | 1,000,000 | 円 | |

2面

### ３面

店舗記号　1本店

《酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況》※任意入力項目ですが、入力していただくようお願いいたします。

| | 項目 | 区分 | ※税務署整理欄(表示基準の実施状況) | |
|---|---|---|---|---|
| 二十歳未満の者の飲酒防止関係 | 1　20歳未満と思われる者に対して、年齢確認を行っている。 | はい | 120 | □有<br>□無 |
| | 2　20歳未満の者の飲酒防止を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。 | はい | 121 | □有<br>□無 |
| 飲酒運転防止関係 | 1　酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「飲酒運転は禁止されている」旨の表示又は飲酒運転の防止に関するポスターの掲示を行っている等、飲酒運転防止のための取組を行っている。 | はい | 122 | □有<br>□無 |
| | 2　自動車等で来店したと思われる者に対して「飲酒運転をしないように」といった一声運動を行っている。 | はい | 123 | □有<br>□無 |
| 酒類容器リサイクル関係 | 1　リターナブルびん(ビールびんや清酒の一升びんなどの繰り返し使用されるびん)を使った酒類を販売している。 | はい | 124 | □有<br>□無 |
| | 2　リターナブルびんの回収を行っている。 | はい | 125 | □有<br>□無 |
| | 3　消費者が販売場に容器を持参した場合の回収マニュアルを定めており、これに基づき酒類容器のリサイクルに積極的に取り組んでいる。 | はい | 126 | □有<br>□無 |
| | 4　酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「リターナブルびんの回収を行っている」旨の表示を行っている。 | はい | 127 | □有<br>□無 |
| 適正飲酒関係 | 適正飲酒を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。 | はい | 128 | □有<br>□無 |

酒類販売管理者に代わる責任者

≪酒類販売管理者に代わる責任者の人数≫　129　総数：　8　名

≪酒類販売管理者に代わる責任者の氏名・指名の基準≫

| 氏名 | 年齢 | 指名の基準(注) | 氏名 | 年齢 | 指名の基準(注) |
|---|---|---|---|---|---|
| q | 20 歳 | 1 | w | 21 歳 | 2 |
| e | 22 歳 | 3 | r | 23 歳 | 4 |
| t | 24 歳 | 5 | y | 25 歳 | 6 |
| u | 26 歳 | 7 | i | 27 歳 | 1 |

（注）「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を入力してください。

| 番号 | 基準 |
|---|---|
| 1 | 夜間(23時から翌日5時)において、酒類の販売を行う場合(成年者の指名をお願いします。) |
| 2 | 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間(2～3時間以上)不在となることがある場合 |
| 3 | 酒類売場の面積が著しく大きい場合(100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名) |
| 4 | 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合(酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名) |
| 5 | 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合(20メートル以上離れている場合) |
| 6 | 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合(3か所以上ある場合) |
| 7 | その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合 |

3面

### ４面

店舗記号　1本店

≪自動販売機の設置状況等≫

| 項目 | | 1 | 2 | 3 | 4 | ※税務署整理欄(表示基準の実施状況) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 順号 | | 1 | 2 | 3 | 4 | | |
| 自動販売機の設置年月 | | 昭和61年8月 | 平成2年1月 | 令和7年1月 | 平成12年1月 | 2 | |
| 自動販売機の種類 | | 改良型 | 改良型以外 | 改良型 | 改良型 | 3 | |
| 自動販売機の設置位置 | | 店内 | 店外 | 店内 | 店内 | 4 | |
| 酒類自動販売機に係る表示基準の実施状況等 | 20歳未満の者の飲酒は禁止されている旨 | 有 | 無 | 有 | 有 | 5 | □適<br>□不適 |
| | 免許者の氏名又は名称 | 有 | 無 | 有 | 有 | 6 | □適<br>□不適 |
| | 酒類販売管理者の氏名 | 有 | 無 | 有 | 有 | 7 | □適<br>□不適 |
| | 連絡先の所在地及び電話番号 | 有 | 無 | 有 | 有 | 8 | □適<br>□不適 |
| | 販売停止時間 | 有 | 無 | 有 | 有 | 9 | □適<br>□不適 |
| 店外の改良型以外の酒類自動販売機の撤廃予定の状況等 | (1) 撤廃の予定等を次から選択してください。 | ニ 撤廃する予定はない | ハ 稼動させていない | ニ 撤廃する予定はない | ニ 撤廃する予定はない | 10 | |
| | (2) (1)で「イ」又は「ロ」を選択した場合には撤廃予定日又は改良型への切替予定日を入力してください。 | 令和7年2月1日 | | | | 11 | |
| | (3) (1)で「ニ」を選択した場合には撤廃しない具体的な理由を選択してください。<br>「その他」を選択した場合の具体的な理由 | a 経済的な理由(売上高の減少、廃棄・改良型切替の費用負担困難) | | | | 12 | |
| 表示基準を遵守しない理由 | (1) 表示基準を遵守しない場合その理由を次から選択してください。 | イ 基準を知らなかった | ハ 表示し忘れていた | ニ 消えていたことに気付かなかった | イ 基準を知らなかった | 13 | |
| | (2) 表示基準を遵守した表示を行う予定日を入力してください。 | 平成2年1月1日 | 平成2年1月1日 | 令和7年1月1日 | 令和7年1月1日 | 14 | |
| 販売停止等のためのタイマーの設置の有無 | | 有 | 無 | 有 | 有 | 15 | □適<br>□不適 |
| セレクトボタン部分への酒類である旨の表示の有無 | | 有 | 無 | 有 | 有 | 16 | □適<br>□不適 |

4面

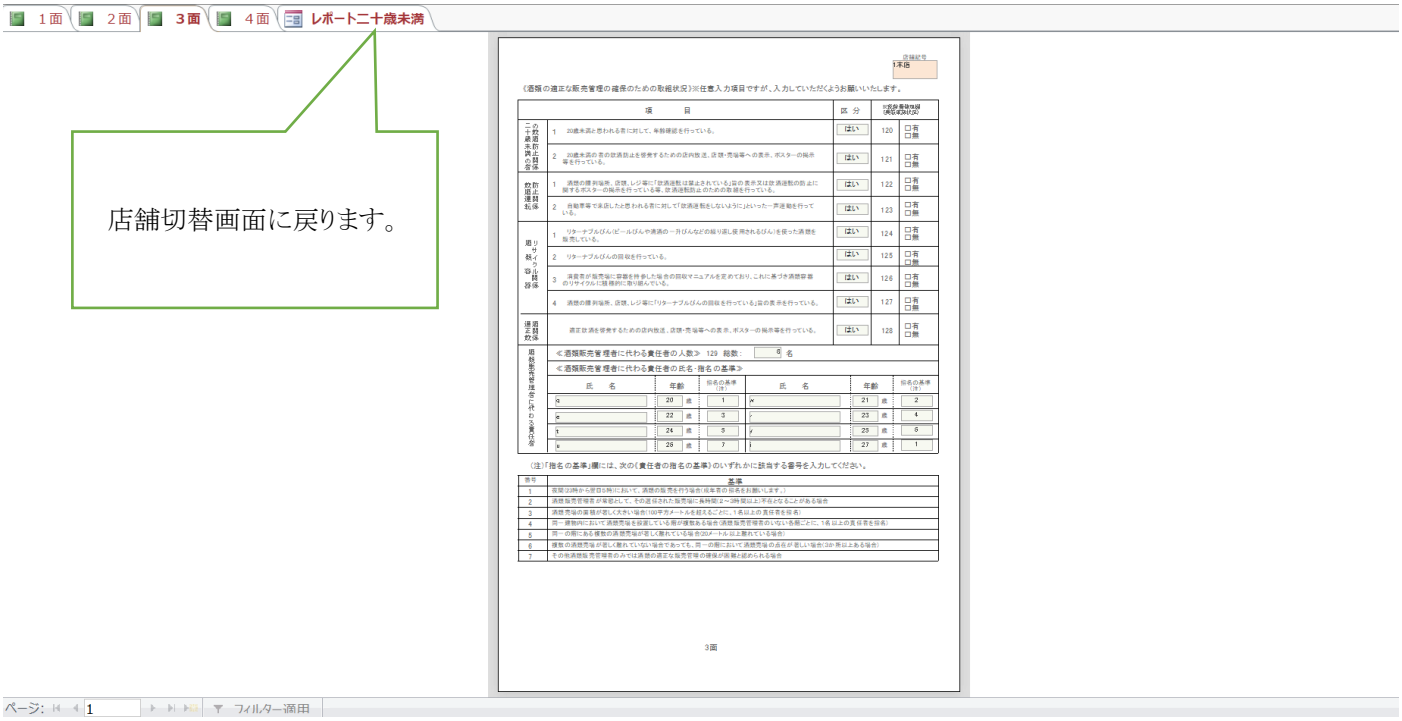
1面
2面
3面
4面
レポート二十歳未満
店舗切替画面に戻ります。
店舗記号
1:本店
（酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況）※任意入力項目ですが、入力していただくようお願いいたします。
項　　目
区 分
※任意参考項目（満足度調査以外）
二十歳未満の飲酒防止対策の実施状況
1 20歳未満と思われる者に対して、年齢確認を行っている。
2 20歳未満の者の飲酒防止を徹底するための店内放送、店舗・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。
酒類の販売時の飲酒運転防止
1 酒類の陳列場所、店舗、レジ等に「飲酒運転は禁止されている」旨の表示又は飲酒運転の防止に関するポスターの掲示を行っている等、飲酒運転防止のための取組を行っている。
2 自動車等で来店したと思われる者に対して「飲酒運転をしないように」といった一声運動を行っている。
リサイクル瓶の回収協力
1 リターナブルびん（ビールびんや清酒の一升びんなどの繰り返し使用されるびん）を使った酒類を販売している。
2 リターナブルびんの回収を行っている。
3 消費者が販売場に容器を持参した場合の回収マニュアルを定めており、これに基づき酒類容器のリサイクルに積極的に取り組んでいる。
4 酒類の陳列場所、店舗、レジ等に「リターナブルびんの回収を行っている」旨の表示を行っている。
適正飲酒の普及啓発
適正飲酒を啓発するための店内放送、店舗・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。
酒類販売管理者に代わる責任者の人数
≪酒類販売管理者に代わる責任者の人数≫ 129 総数： 6 名
≪酒類販売管理者に代わる責任者の氏名・指名の基準≫
氏　名
年齢
指名の基準（注）
（注）「指名の基準」欄には、次の「責任者の指名の基準」のいずれかに該当する番号を入力してください。
番号
基準
1 営業(店)時から営業(店)時において、酒類の販売を行う場合(成年者の指名を計画いたします。)
2 酒類販売管理者が常駐して、その直接された販売場に長時間(2～3時間以上)不在となることがある場合
3 酒類売場の面積が著しく大きい場合(100平方メートルを超えるときに、1名以上の責任者を指名)
4 同一建物内において酒類売場を設置している場合(酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名)
5 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合(20メートル以上離れている場合)
6 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合(3か所以上ある場合)
7 その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合
3面
ページ: 1
フィルター適用

## 7.3.2.　面単位での表示

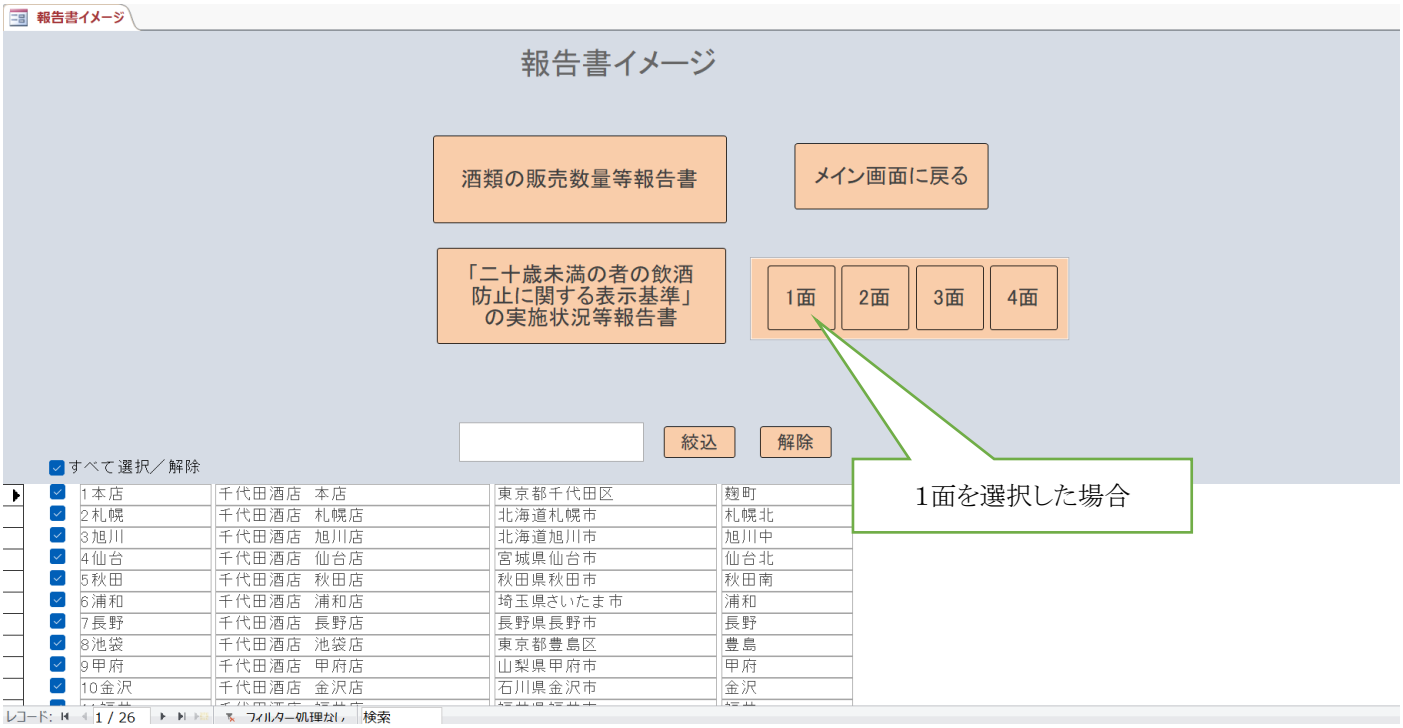

本店の１面→札幌店の１面→旭川店の１面→・・・・→●●店の１面　という順番に表示されます。

### 7.3.3.　印刷

7.2.2 と同様です。

### 7.3.4.　画面を閉じる

7.2.3 と同様です。

## 7.4.　画面遷移ボタン

メイン画面に戻ります。

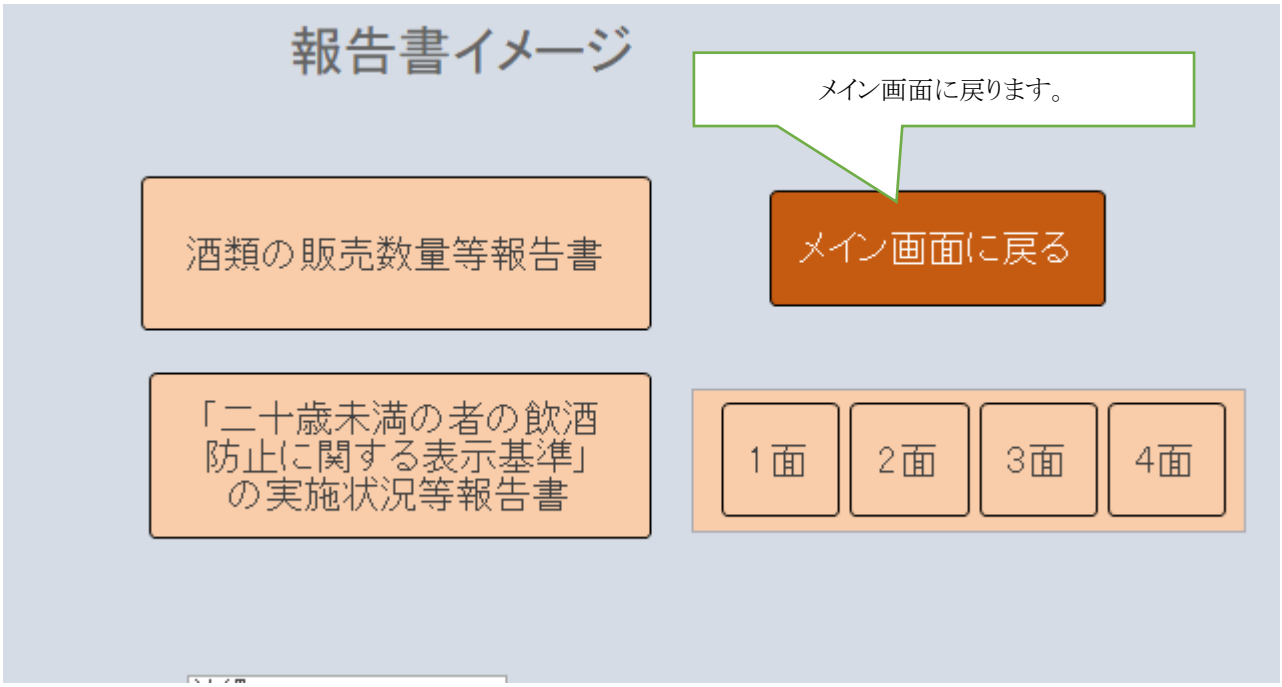

# 8. e-Tax 送信用利用者ファイル作成

e-Tax 送信用利用者ファイルを作成します。

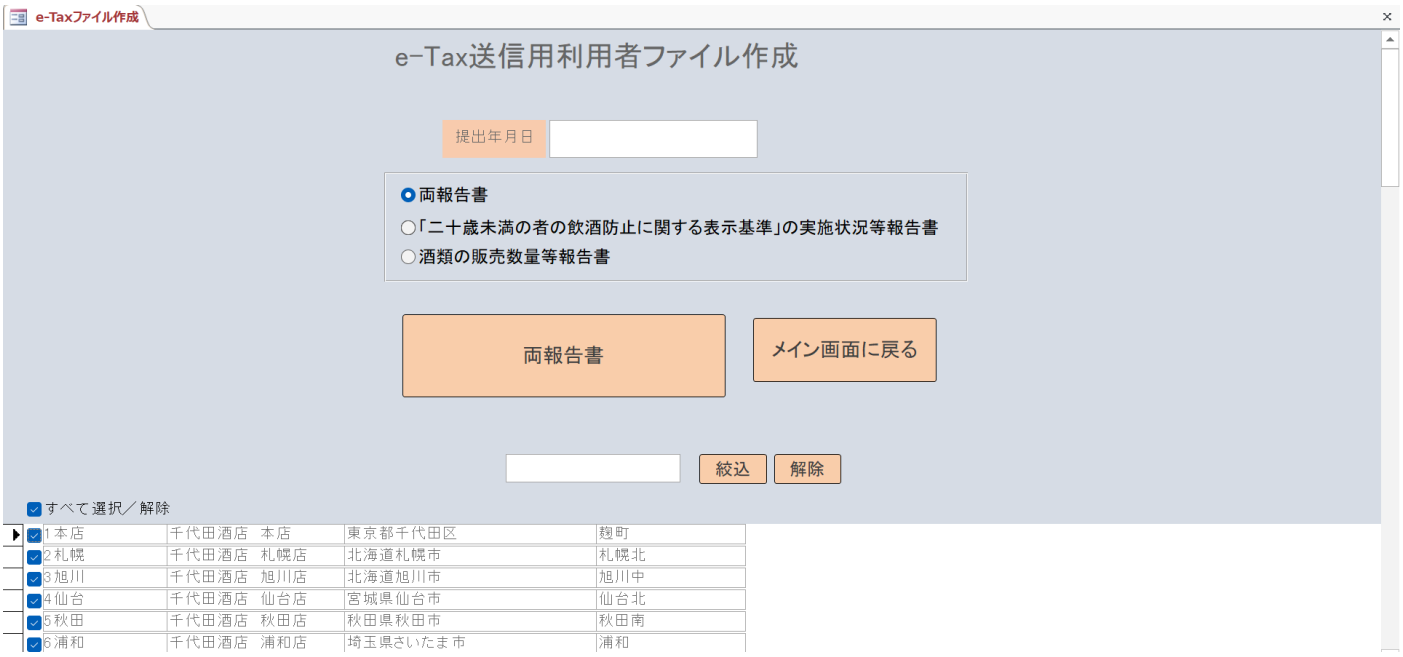


## 8.1. 提出年月日を入力

カレンダーアイコンが表示されます。日付を選択してください。

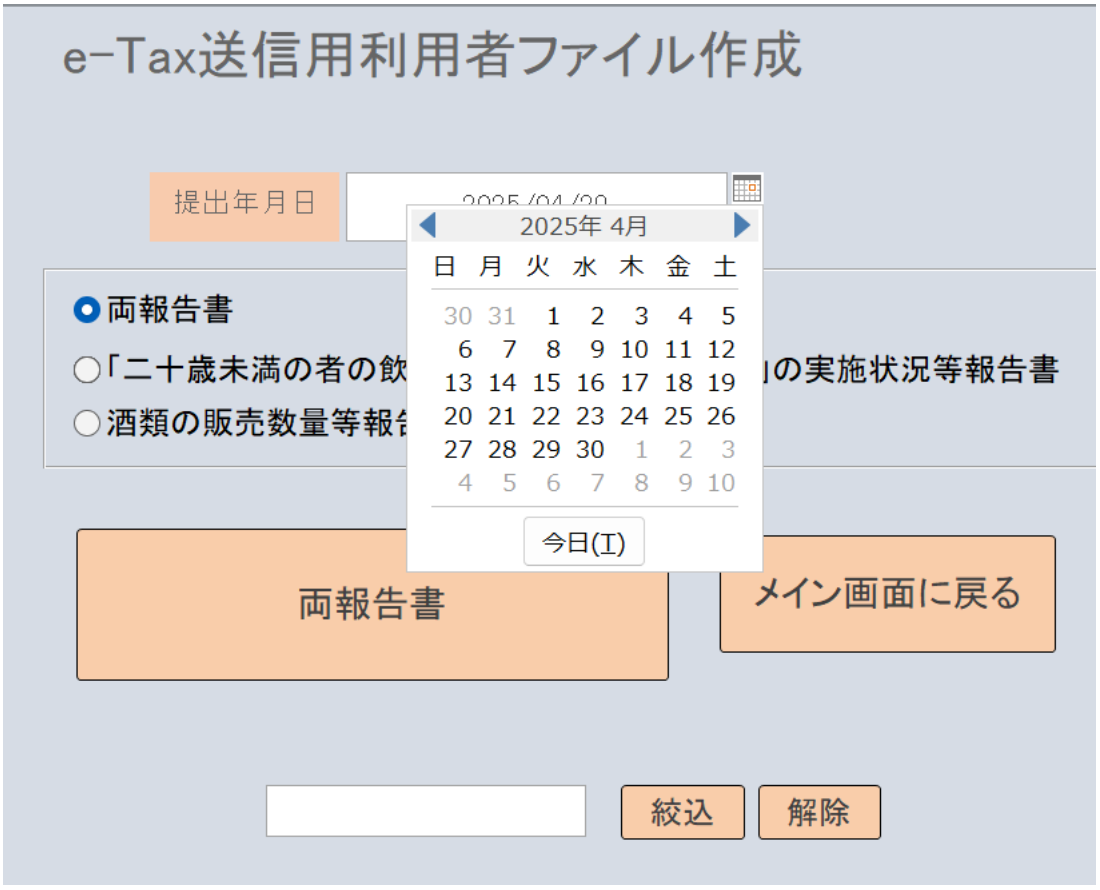

## 8.2.　ファイル作成店舗の選択

7.1. と同様です。

（注）作成対象店舗が多い場合は処理に時間がかかります。店舗数が多い場合は、一度での作成はおおむね100 店舗までとし、複数回に分けて作成することを推奨します。

## 8.3.　出力ファイルの指定

出力ファイルを選択ボタン（ラジオボタン）で指定します。

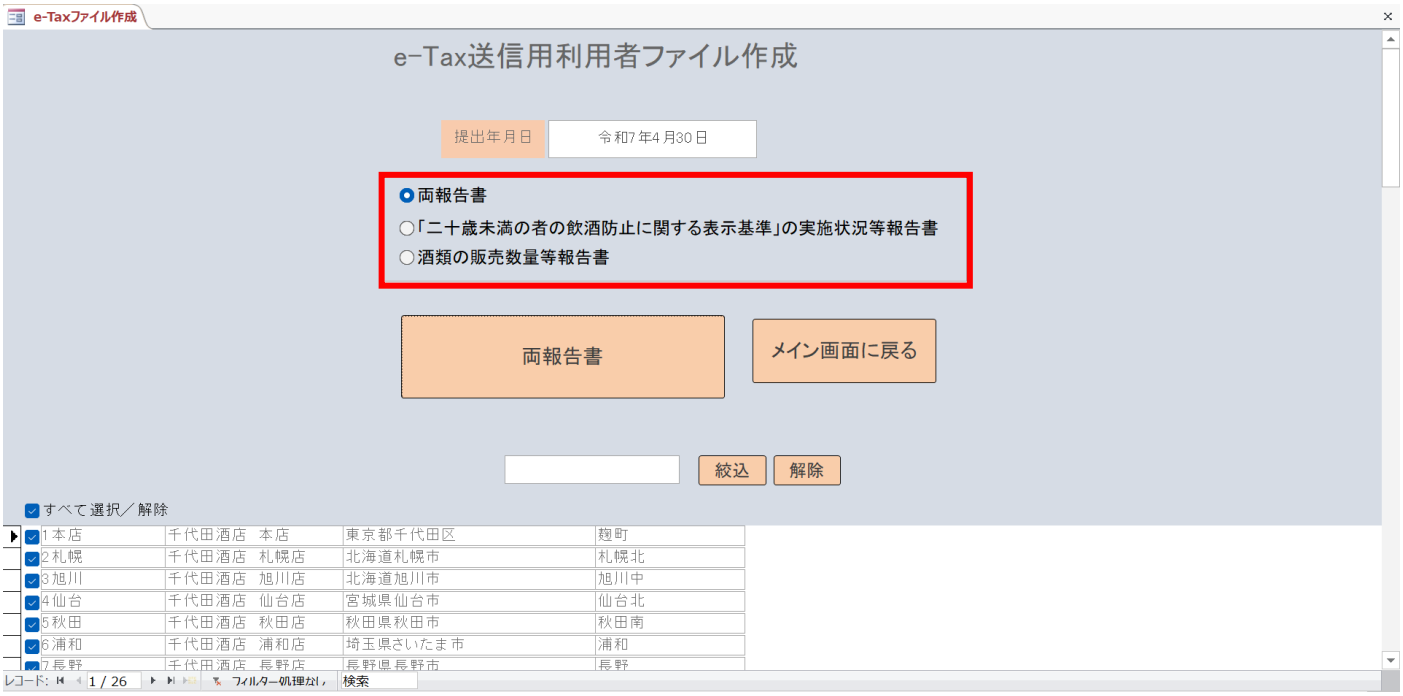


### 8.3.1.　両報告書

「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」と「酒類の販売数量等報告書」のファイルを同時に作成します。任意の場所に保存してください。

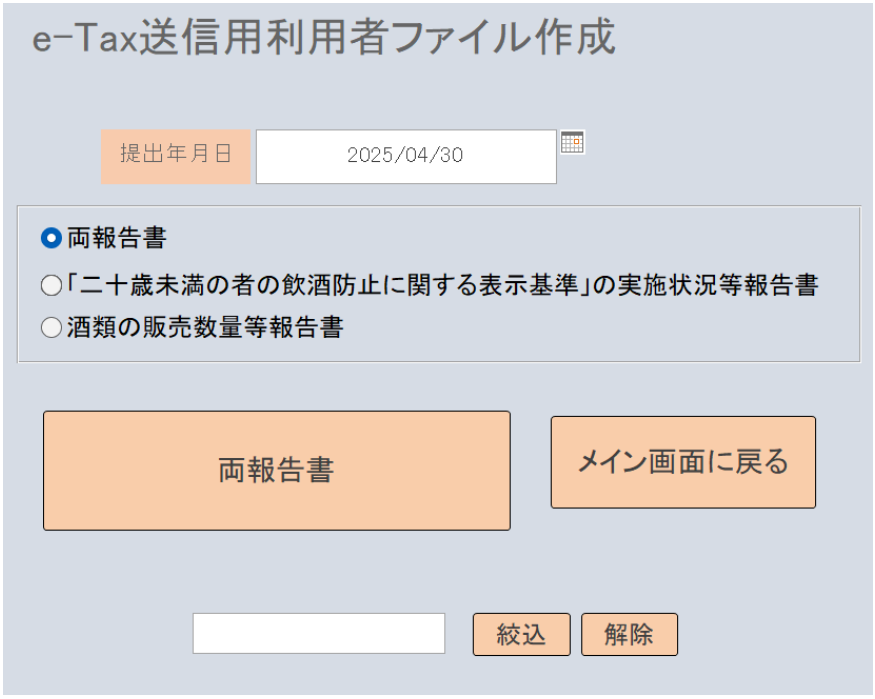

### 8.3.2.　「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」のファイルを作成します。任意の場所に保存してください。

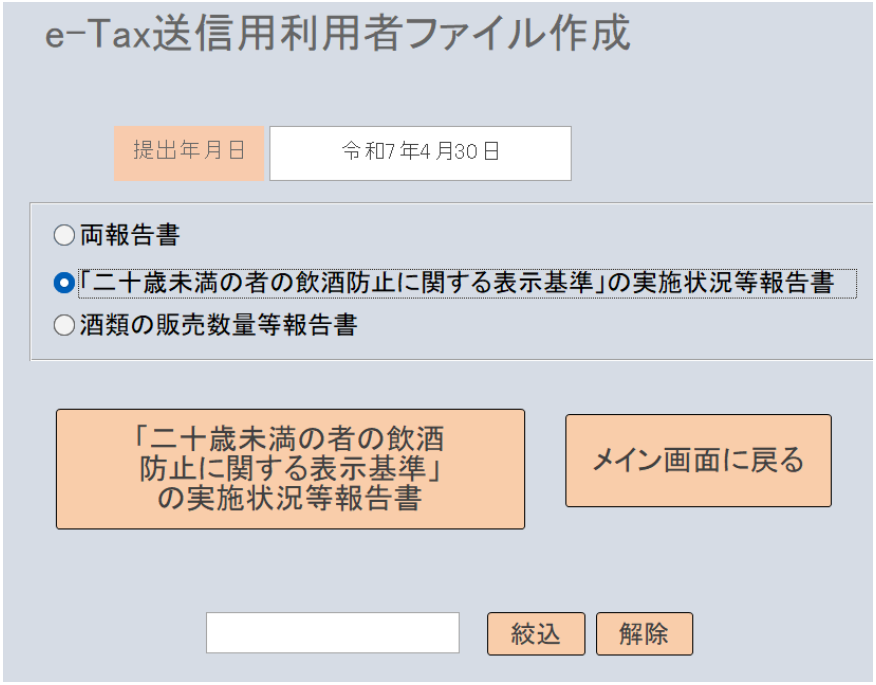


### 8.3.3.　酒類の販売数量等報告書

「酒類の販売数量等報告書」のファイルを作成します。任意の場所に保存してください。

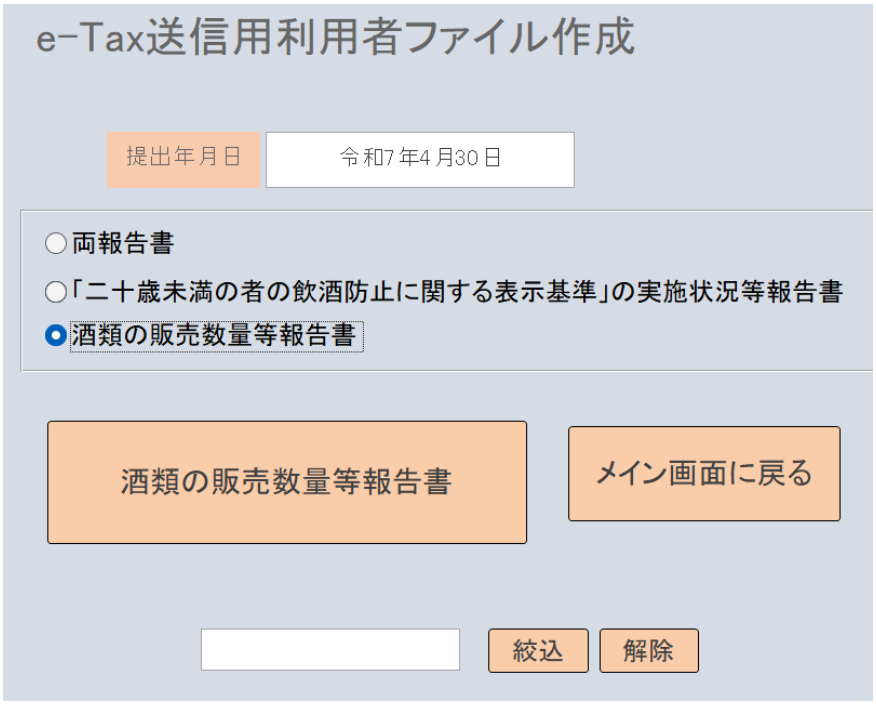

### 8.4.　画面遷移ボタン

メイン画面に戻ります。

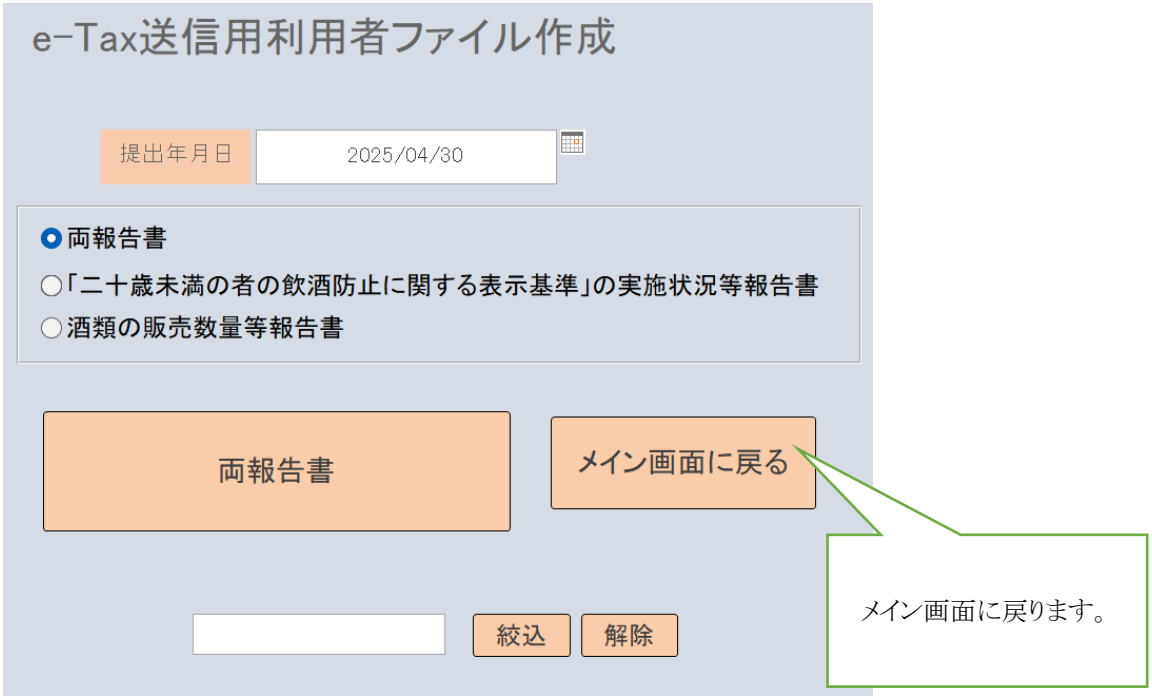


## 9. e-Tax ソフトへの取込・送信

「販売数量報告書等作成補助ツール　利用ガイド（準備～e-Tax 送信）」の「５．e-Tax ソフトへの取込・送信」を参照してください。

## 10.　補助機能

データの初期化と、全データ出力ができます。

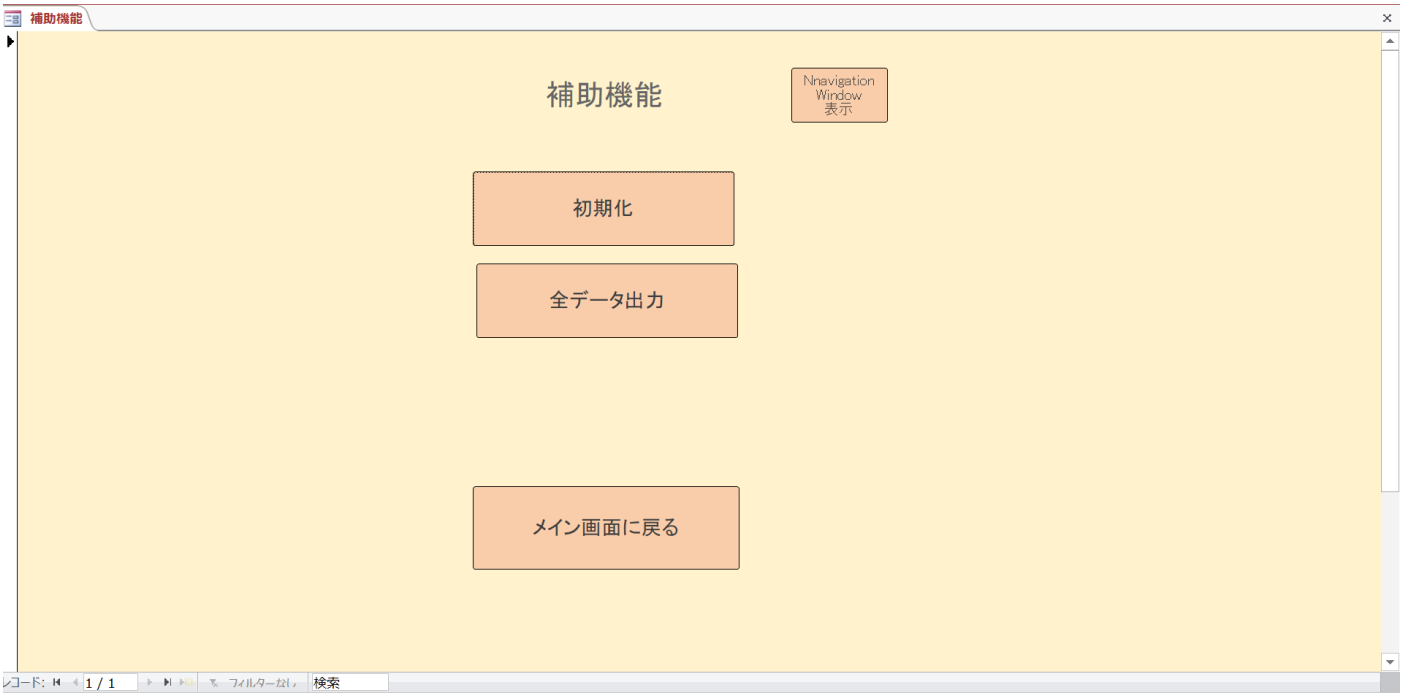

## 10.1.　初期化

一括入力フォームの情報を含むすべてのデータを初期化します。
あらかじめ、全データ出力機能でデータのバックアップをとることを推奨します。

「はい」をクリックすると初期化を実行します。

## 10.2.　全データ出力

ツール内のデータを一括入力データ（入力用テーブル）の形式で出力します。任意の場所に保存してください。

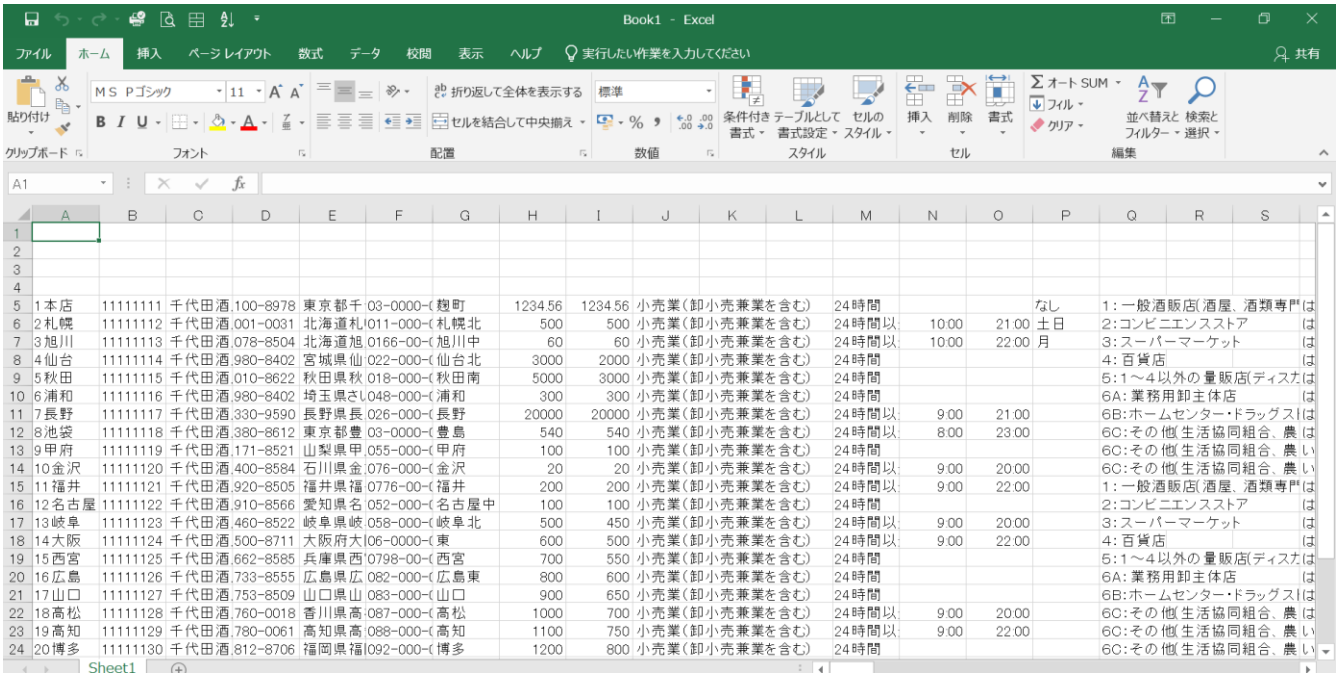


| | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P | Q | R | S |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 1本店 | 11111111 | 千代田酒 | 100-8978 | 東京都千 | 03-0000-( | 麹町 | 1234.56 | 1234.56 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間 | | | なし | 1:一般酒販店(酒屋、酒類専門 | | は |
| 6 | 2札幌 | 11111112 | 千代田酒 | 001-0031 | 北海道札 | 011-000-( | 札幌北 | 500 | 500 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間以 | 10:00 | 21:00 | 土日 | 2:コンビニエンスストア | | は |
| 7 | 3旭川 | 11111113 | 千代田酒 | 078-8504 | 北海道旭 | 0166-00-( | 旭川中 | 60 | 60 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間以 | 10:00 | 22:00 | 月 | 3:スーパーマーケット | | は |
| 8 | 4仙台 | 11111114 | 千代田酒 | 980-8402 | 宮城県仙 | 022-000-( | 仙台北 | 3000 | 2000 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間 | | | | 4:百貨店 | | は |
| 9 | 5秋田 | 11111115 | 千代田酒 | 010-8622 | 秋田県秋 | 018-000-( | 秋田南 | 5000 | 3000 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間 | | | | 5:1～4以外の量販店(ディスカ | | は |
| 10 | 6浦和 | 11111116 | 千代田酒 | 980-8402 | 埼玉県さ | 048-000-( | 浦和 | 300 | 300 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間 | | | | 6A:業務用卸主体店 | | は |
| 11 | 7長野 | 11111117 | 千代田酒 | 330-9590 | 長野県長 | 026-000-( | 長野 | 20000 | 20000 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間以 | 9:00 | 21:00 | | 6B:ホームセンター・ドラッグス | | は |
| 12 | 8池袋 | 11111118 | 千代田酒 | 380-8612 | 東京都豊 | 03-0000-( | 豊島 | 540 | 540 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間以 | 8:00 | 23:00 | | 6C:その他(生活協同組合、農 | | は |
| 13 | 9甲府 | 11111119 | 千代田酒 | 171-8521 | 山梨県甲 | 055-000-( | 甲府 | 100 | 100 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間 | | | | 6C:その他(生活協同組合、農 | | い |
| 14 | 10金沢 | 11111120 | 千代田酒 | 400-8584 | 石川県金 | 076-000-( | 金沢 | 20 | 20 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間以 | 9:00 | 20:00 | | 6C:その他(生活協同組合、農 | | い |
| 15 | 11福井 | 11111121 | 千代田酒 | 920-8505 | 福井県福 | 0776-00-( | 福井 | 200 | 200 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間以 | 9:00 | 22:00 | | 1:一般酒販店(酒屋、酒類専門 | | は |
| 16 | 12名古屋 | 11111122 | 千代田酒 | 910-8566 | 愛知県名 | 052-000-( | 名古屋中 | 100 | 100 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間 | | | | 2:コンビニエンスストア | | は |
| 17 | 13岐阜 | 11111123 | 千代田酒 | 460-8522 | 岐阜県岐 | 058-000-( | 岐阜北 | 500 | 450 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間以 | 9:00 | 20:00 | | 3:スーパーマーケット | | は |
| 18 | 14大阪 | 11111124 | 千代田酒 | 500-8711 | 大阪府大 | 06-0000-( | 東 | 600 | 500 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間以 | 9:00 | 22:00 | | 4:百貨店 | | は |
| 19 | 15西宮 | 11111125 | 千代田酒 | 662-8585 | 兵庫県西 | 0798-00-( | 西宮 | 700 | 550 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間 | | | | 5:1～4以外の量販店(ディスカ | | は |
| 20 | 16広島 | 11111126 | 千代田酒 | 733-8555 | 広島県広 | 082-000-( | 広島東 | 800 | 600 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間 | | | | 6A:業務用卸主体店 | | は |
| 21 | 17山口 | 11111127 | 千代田酒 | 753-8509 | 山口県山 | 083-000-( | 山口 | 900 | 650 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間 | | | | 6B:ホームセンター・ドラッグス | | は |
| 22 | 18高松 | 11111128 | 千代田酒 | 760-0018 | 香川県高 | 087-000-( | 高松 | 1000 | 700 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間以 | 9:00 | 20:00 | | 6C:その他(生活協同組合、農 | | は |
| 23 | 19高知 | 11111129 | 千代田酒 | 780-0061 | 高知県高 | 088-000-( | 高知 | 1100 | 750 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間以 | 9:00 | 22:00 | | 6C:その他(生活協同組合、農 | | い |
| 24 | 20博多 | 11111130 | 千代田酒 | 812-8706 | 福岡県福 | 092-000-( | 博多 | 1200 | 800 | 小売業(卸小売兼業を含む) | | | 24時間 | | | | 6C:その他(生活協同組合、農 | | い |

# 11.　一括入力データ

「販売数量報告書等作成補助ツール　利用ガイド（準備～e-Tax 送信）」の「１．一括入力データの準備」を参照してください。